

JOURNAL OF
JAPANESE PRISON ASSOCIATION

監獄人協力會雑誌

號六第 卷五拾參第

大正十一年六月二十日發行（毎月一回廿日發行）

論 説

第四十五議會通過の新法律と刑法典

法学博士

泉二 新熊

大學生

支那文學を現代的に理解せむには……文學士

後藤朝太郎

矢追秀作

田中廣太郎

石原雅二郎

宇野慎三

太刀川英雄

横三

辯護士

船田亨二

法學士

富田健治

法學士

横田長次郎

法學士

辯護士

日本新政法誌

第十九卷 第六號

—(號五百二第二)—

刑事訴訟上管轄と權利拘束……法學士
地方稅戶數割(四)……法學士
守札神佛畫像出版の取締法……法學士
現行出版物の研究(六)……法學士
混合仲裁裁判所(二)……法學士
債務と責任の區別と多數當事者の債務關係(一)……法學士

瑞典國新勞動爭議法(二)……法學士
國家試驗模範答案
辯護士試驗刑事訴訟法答案……次席及第者
漫錄へ放言漫語錄(五)……吐雲山人
員消息○會員領收報告○日本大學記事○會
附錄

和議法案理由書

行刑事業の社會化

多くの犯罪人はこれ社會自らが、その缺陷あるよりして出したるものである。故に社會はその當然の結果としてこれら犯罪人の始末をつけ、以て社會保全の途を講すべき責務がある——と云ふ論理から犯罪問題は解決を急ぐべき立派な社會問題であると云ふことは、既に當然すぎるものとして承認されてゐる。
して見ればこの犯罪人問題の善後を策すべき行刑事業は社會全體が完全な専心的摺合的動作によつて爲すべき共働的作業でなければならぬ。然り、そは近來流行使さる「社會奉仕」などと云ふ如き人道主義的精神の下に幸うじてなさるべきものではなくて、社會の義務として、延いてその社會のメンバードする吾人の義務としてなさればならぬ事業であると云ふのが正しい言方であらう。

吾人は前述の本編に於て「この運動に参加せよ」と云ふ題下に行刑事業の目的を明かにし、この偉大なる事業に參加すべく社會の自覺を促したところ、「法律新聞」の批評者はこれに同賛の意を洩られたやうであつた。
翻つて現下この犯罪人問題に對する社會の態度を考察するに、吾人甚だ意に滿たざるところあつた云はねばならぬ。しかし乍ら社會は少くとも犯罪の消長に對して無関心ではないことは事實である。が、これないにすべきかと云ふことになる。さつぱり要領を得ない。なぜ困つたことだらけ感するのみで、何うせひうと云ふ迄にはなつてゐるやうに見受けられる。勿論司法當局は從前よりこれを等閑に附してゐた譯ではなく、殊に近來行刑に關する施設の改善を計るために行刑調査委員會を設けて熱心誠實に調査研究をなすと同時に實際上幾多の改良を行ひ來つゝある。此事實は多少社會的に反響を促がしたやうであつたが、まだも社會のどの岸にもその波紋が及んだとは見られない。

この時に當りて畏多くも(伏見博恭恭王殿下)が去日親しく鶴鳴監獄を訪ひ賜ふて、實に詳細に亘りて行刑事業の始終を御視察遊ばされたことは現今社會の斯業に対する冷淡さに比して畏くも感銘揃く能はざざることである。此事により大いに面目を施したる斯業從事者は今後一層意を尽らにして事を當らねばなるのは勿論であるが、吾人は今聲を大にして言はねばならぬ。即ち君を辱づべく堪えらしめられたことに對して辭解するかはりに、直に立つて行刑事業の社會化を達成すべく努力して貰ひたい。

監獄協会雑誌 第三十五卷第六號目次

◇ 行刑事業の社會化

(卷頭言)



◇ 行刑の個別化に就て

辻 敬助 (四)

監獄行政は力の行政か徳の行政か
・典獄 寺崎勝治 (一〇)
・國民警察

内務監察官
法學博士

松井茂 (一七)



時論一叢

正木亮 (二七)

大戰後の普國監獄行政
・司 法 省
所謂代用監獄

K.T.生 (二三)



攝政の宮御外遊に就て

海軍大佐 山本信太郎 (豈)

伏見若宮殿下の巣鴨監獄御視察

K 生 (癸)

博言博士



行刑危言

文學士 奈加川生 (吉)

監獄學要領

文學士 佐々木英夫 (毛)

檢身に就て

(癸)

監獄統計 通牒 質疑回答 嘉報 叙任 會報 西日比谷より

行刑の個別化に就て（一）

著者　辻 敬助

第一、總 説

所謂行刑の個別化といふことは、結局刑期の撤廢若くは不定期刑の採用に依つて始めて徹底する譯である。併ながら現在の自由刑も亦或程度の個別化の可能性を有するといふことは勿論のことである。否現今刑事制度に於て自由刑が重要な地位を占むるに至つたのも、實はこの個別化の可能性に基くものといふてよいのであらう。然らば吾々は現在の行刑制度の上に於て果して如何なる程度の個別化を要求し得べきであらうか、これ行刑の所謂個別處遇の限界に關する問題である。

第二、個別處遇の限界

抑も此個別處遇なるものは行刑の内容に外ならぬのであるからして、當然刑罰觀念に従はなければならぬのである。從て實際の運用上に付ては此點よりして種々の制限を受けねばならぬのである。私は是等の制限をば先、大體左の三點に歸することが出来ると思ふ。

（1）刑罰の制裁的性質より來る制限

所謂特別豫防は——犯人の個人的特質を再犯より豫防する——通例行刑の表徵的題目として監獄行政の上に最も重じられて居る處のものであつて、この特別豫防の教育的目的の遂行によりて、始めて自由刑が其内容と活氣とを享受することが出来るといふてよいのである。併ながら此目的は刑罰の觀念的本質ではないのであつて、刑罰の本質は矢張り犯人に對する一の惡報であり、制裁であらねばならぬのである。從て

A. 吾々は行刑に對し特に受刑者に對する教育的效果を期待するのであるが、刑罰が刑罰として存在する以上は刑罰の眞面目及嚴格は飽迄保有せしめなければならぬのである。單に行刑の教育的效果の爲に必要であるからといふて、刑罰觀念を放棄し去るといふことは無論許さるべきでない。從て行刑に於ける教育は教育學の原理其儘を應用する譯には行かぬのであつて、畢竟單に不自由時代に於て自由時代の爲に教育するといふことに満足しなければならぬのである。

B. 立而して又一面假令刑罰の痛苦といふことが特別豫防の目的を達する上に於て障害となり、若くは其れが何物をも齎らすことが出來ない場合に於ても、尙且行刑は刑罰の制裁的性質を保持しなければならないのである。

（2）刑期の量定と有責行為との關係より來る制限

新派の學者は刑罰は須らく教育的若くは威嚇的効果の要求する期間乃至犯人の惡性の程度に應すべきものなりと主張するのであるが、私は刑期の量定に付ては、どうしても犯罪の結果を無視する譯に參らぬと考へるのである。如何に惡性の甚しき者と雖も其犯罪の結果が極めて輕微なる場合にありては、之に對して重き刑罰ヶ科することは少くも吾々の正義の要求に反するのである。責任の觀念——罪責及刑罰の均衡の原則——を認むる以上は、如斯場合に於て假令犯人の教育的必要若くは犯人隔離の必要の顯著なるものありと

するも、吾々は短期自由刑を以て満足しなければならぬのである。而して之と反対に重大なる犯罪の結果に對しては、假令其犯人が既に真心悔悟し、永き拘禁を必要とせざる場合に於ても、長期刑を科さなければならぬのである。而かも行刑は裁判官の量定したる是等の刑期に羈束せらるゝのであつて、假令改善の實か舉らないものであつても、刑期満了すれば之を释放し最早拘禁を必要とせざるものも刑期満了せざれば勿論假出獄の道は開けてゐるが、釋放し得ないのである。尙又刑期の長短は行刑の實際に於て重大なる意味を有するものである。即ち極めて短期なるものと長期なるものと、刑期二三年の者と長期のもの又は無期のものとの間に取扱上自ら異ならざるを得ないのである。併ながらこの刑期の長短は犯人の性格により異なるといふよりも犯行の價値によりて定まる場合が多いのであるからして、如此刑期上の區別も直に個別處遇に役立てる譯には行かぬのである。人或は刑罰に付き其刑期の長短に依り、之が目的を賦課するものがある。即ち短期自由刑は威嚇せざるべからず中間の自由刑は改善を目的とするとして長期刑は犯人の犯行不能を目的とすべしとなすのである。然ながら現行法に於ては少くも刑罰は此如目的に分離せられては居らぬのである。これは單に短期刑は威嚇を要するものと中期刑は改善を要するものに長期刑は犯行不能を必要とするものに科せらるべきものなることを前提としての議論である。而かも刑罰と罪責との均衡の原則にして存在する以上は如此前提を無條件に認める譯には行かぬのである。

(3)集合處遇より來る制限

行刑は集合處遇の問題を解決しなければならない、即ち正當に而かも偏頗なく公平に處遇し、苟くも仮姑最負の事實があつてはならぬのである。——併し茲に公平なる處遇とは、何等の差別なき平均的な作物を作るの謂でないのは勿論である——即ち總ての受刑者は同様の法律規定の適用を受くるのであつて、同様の作業強制が行はれ同様の自由制限を受くるのであり、恩恵の如きも亦誰彼の別なく同様に期待せられ、又同様なる懲罰によりて警戒せらるべきである。

如此受刑者の全生活狀態は極めて縮少的の規律により制限せらるゝのであるからして、個別處遇の運用範圍は自ら狹少なものとならねばならぬのである。然ながら吾々は次のこと丈は云ひ得ると考へる、即ち一面個別處遇なるものは個人個人の處遇の相異が刑罰の本質を害せざる程度に於て許さるべきであり、他面に於て此原則の基礎の上に各個人の性格に鑑みて、教育的効果を擧ぐる上に必要な特殊處遇を爲すことが許さるべきものであるといふことである。

三、個別處遇の心理學的基礎

行刑上の個別處遇は大體以上の範圍に於てのみ認めらるべきである、而してこの個別處遇なるものは主として受刑者の精神的特質に關する研究を基礎とすべきは勿論である。

此研究は先二つの方面に向つて進めて行かなければならぬのである、即ち犯罪意思の強さ及刑罰に對する感受性即ち是である。
 (一)犯人の犯罪意思の強さの度合と刑罰の強度との關係を調査するに當る異常なる傾向を認めたる者も、又此方面に於ける刑事心理學的觀察も、畢竟普通に行はる、犯人分類方法——犯行か犯罪者の生活に於て有する價値の尺度によりて定むる處の上より以上に詳細なることが出來ないのである。
 (二)犯罪は或る非常に發達せる犯罪的傾向、犯罪的習癖の發現なることあり——性向犯人——或は又重に社會的原因により餘義なくせられたる、即ち犯人の性質よりは何等原因と認め得べきものを發見する能はざるもの

の——瞬間犯人——なることがあるのである。而して此兩者の間は嚴然たる境界を劃することは素より困難なことであるが、刑事的経験を有するものに至ってはこの兩者を分類することは敢て至難なる業ではないのである。即ち後者の場合に於ては異常なる地位であるとか誘惑的境遇等が犯人をして犯罪に赴かしめたるのであるが、之に反し前者の場合に於ては犯行と性格との間に極めて密接なる聯絡關係が存在し犯罪行為は犯人の特質其ものを表現するものであつて、茲には決して犯罪を誘起するに足る異常なる境遇等を要せず、又何等外部的刺戟を必要とせぬのであると云ふ實際的な分類を試むるのである。

(二) 刑罰の感受性

この刑罰の感受性は通常犯人に固有なる惡性の強弱に反比例するのであつて、惡性の程度強き程感受性が薄弱なのである。併ながら之には無論例外があるのであつて、吾々は其前生活及犯行により瞬間犯人と認むべき受刑者にして、往々刑罰及行刑に對して驚くべき程無感覺なるものもあるを見、又一方に於て習慣犯人にし、行刑の價值に對して不思議な程感受性の強きものがあるのである。從て行刑の職にある者は克く這般の事情を察する處がなければならぬ。

次に前述習慣犯人に付き仔細に觀察し、習慣犯人となれる原因を詮繹する時は、尙一つの新らしき分類が得られるのである。即ち吾々は一面に於て、性向犯人にして往々否寧ろ少なからざる數字に於て正道に立返るものあるの事實と——これが爲には勿論行刑の思慮ある執行方法及出獄後に於ける適切なる保護を必要とするのであるが——他面に於ては、到底犯罪生活より脱出することが出來ないものの多數が存在することを認めなければならぬのである。而してここに所謂改善不能の犯人も亦、犯罪傾向の方向の原因に従ひて二種類に分つことが出来るのであって、吾々は彼等の中には一方に於て常に意思薄弱にして、正常生活の爲め生存競争をなすに必要な精力を缺けるものがあり、又他方には之に反して自ら社會の組織的生活を欲せざる積極的にして精力的なる改善不能者があるのを見るのである。而して前者の犯罪性は比較的價値なき犯罪を繰返すに止まり——彼等は社會にとりて危險といふよりも寧ろ負擔といふを適當とするであらう——彼等は決して吾々の生活條件の根幹に對して、攻撃を加ふるものではないのである。然るに後者は之に反して反社會的性格は實に顯著であつて、彼等は其犯罪計劃の實行に際しては如何なる方法如何なる勢力に對しても恐懼する事がないのである。

以上述べた瞬間犯人改善可能の習慣犯人改善不能の習慣犯人の三分類は、獨乙リスト教授によりて代表せらるゝ新派の風に主張する處である。彼等は自由刑に於て瞬間犯人をば短期の威嚇的處遇に付し、又改善可能の犯人に對しては長期間に於ける拘禁により改善し教育し、而して最後に改善不能の犯人に對しては長期の自由剝奪により無害となさんと主張するのである。現行法の下に於ては單に犯人分類に基いて科刑して居るのでないからして、直に如此處遇の次第書を其儘に實現する譯には參らぬのであるが、併ながら是等の分類に付ての總ての價值を排斥せんとするは誤りである。吾々は出來得る限り是等の分類の特質を參照すべきであると考へるのである、此點に付ては尙節を改めて論することにする。(未完)

監獄行政は力の行政か徳の行政か

監 獄 寺 崎 勝 治

（一）

監獄行政は力の行政であるかどうか、監獄行政は徳の行政であるかどうか。監獄行政は主として徳の行政にして或場合に力の行政である。吾人は此の疑問を解決するために國家觀を一考するの必要があると思ふ。

第一、神權主義の國家觀

國家は神意に依つて創設されたものである。故に人類は國家を是認してさうして其の權力に服従しなければならぬと云ふ說である。獨逸の「スタール」は國家を以て神意に基くところの倫理的王國なりとし、其の權力は天賦の神權なりと論して居る。而して此の國家觀に對して痛快なる批評を試みたものは「ルツソーア」である。即ち疾病も神意に外ならぬ。けれども醫者の助力を禁ずる理由にはならない。國家の權力は神意であるだらうが惡政を忍び善政を求むること能はざる理由とはならない。

第二、契約主義の國家觀

國家は人民の合意的約束に依つて成立するものであると云ふ說にして「グロチウス」「ホツブス」「ルツソーア」等各其の説く處を一にしないが要するに人民の意思の合致なりと云ふに歸着するのである。此の派の學者の所説にして偉大なる影響を社會に及ぼし終に佛國革命の根本精神になつたのは「ルツソーア」の主張である。「ルツソーア」は人類は先天的に自由平等であると爲し、強者は假りに實力を以て他人を支配し得るとするも正當なる權利は必ず契約を基とせねばならぬ。人類の自由なる契約に依つて國家は成立するものにして權力は人民全部の總意に外ならぬと云ふ說である。

第三、有機主義の國家觀

國家は獨立生存する有機體にして一の生物である。獨立の意思あり、生命あること人體の如きものであると云ふ說にして、此の説はの一の比喩として大に意義あるけれども彼れとは是れとは大きな差異がある。而して有機體の各部は全體を離れて獨立の生命はないのである。國家の分子は物質的にも精神的にも獨立の生命がある。即ち有機組織と云ふよりも心理組織と云つた方が當つて居るのである。要するに有機體説は國家を説明する理論としては不十分である。

第四、進化主義の國家觀

此の説は進化を理法として生存競争を是認するものである。生存競争は人類ばかりでなく凡そ生物なるものは之れを本性とするべく考であつて我那の人心には深く侵染して居るのである。而して此の説を根據として國家論を樹立するもの亦少くないが生存競争、適者生存は人類生活の一面であつて他の一面には相互依存

存、協同連帶がある。故に生存競争を根底とする進化論を以て國家理論とすることは出来ない。要するに人類は優者たり適者たらんが爲め、即ち之れを唯一目的として共同生活を營むものでない。ある。

第五、権力主義の國家觀

此の説は強者が弱者を壓迫して一體に結合せしむるものなりとの國家觀である。強者が権力を以て弱者を支配するものとし、假令反道徳の事實と雖ども尙ほ强行すべしとするものである。多數者が少數者を支配するも亦一の権力に外ならぬ。「スピノーナ」は萬物皆生存の能力を有するものにして又生存の權利を有し國家は衆人の権力を集合じたものであると論して居る。此の説は現實の政治的勢力に盲従すべきことを以て服従の理由として居るのである。然れども権力を以て强行するは已むを得ざる場合にして権力を生命とし、目的とするものではない。

第六、無政府主義の國家觀

國家を無用なりとする「アナルキズム」の一派にして「ブルウドン」の協同社會、「バクニン」の自由結合、「クロボトキン」の新社會の如き其の説く處異なるけれども人類の本性としての協同、互助を基礎とする點に至つては一致して居るのである。唯不平の感情から出發するものもあり、資本否定に立脚するものもあり、現實排斥から推論するものもあつて感情的主張が多いのである。此の説は國家の價值を否認するが故に國家の存在を正當ならしむる理論を提供することが甚だ困難である。けれども人類の利害を調和し、社會生活の圓滿を保つ爲めに組合等の法則や規律を設けやうとするのである。即ち形式的國家と云ふものがなくとも國家類似の統制がある點に於て其の論據が堅實でないやうである。

第七、社會主義の國家觀

社會主義の國家觀は物質的國家觀にして國家を生産分配の團體なりと見做し、資本主義の機關なりとの斷定を基として之れに反対するものである。然しながら國家は物質的經濟的方面のみにあらずして精神的、心理的方面は更に重要なものである。唯物的國家觀は誤れるの甚しきものである。國家は資本家の利益のために存在するものではない、又労働者の利益のために存續するものでもない。各階級の調和協同——萬民の互助融合を完全に表現して各人をして其の所を得させなければならぬ。社會主義國家觀は此の點に於て誤謬がある。

第八、軍國主義國家觀

「國は力なり。故に強からざるべからず」とは此の主義の標語である。富力、武力を偏重し國防上軍備の必要ありとし、軍事思想を攻撃精神と同一なりとする思想にして對外的には侵略、對内的には一切の事物を此の精神に摹く主義組織を以て律せんとする氣風、規律が軍國主義である。獨逸帝國の如きは此の主義を採用したのである。而して攻撃精神は侵略、高壓、威力となり自ら優位として弱者に臨み、命令し强行し若し行はれざれば力を以て決定しやうとするのである。此の説の特色は軍事精神——攻撃精神——高壓態度——威力主義——唯我獨尊——階級思想——機械的規律である。如此思想、氣風、行動は動もすれば挫折する、破綻を生ずる性質のものである。科學主義、强力主義、進化主義の欠點を包含した學說と評して大過なからう

と思ふ。

第九、道徳主義の國家觀

「プラトー」は國家及び國家の要素たる各階級が道徳を實現するを以て絶對目的なりと主張したのである。「ヘーゲル」も亦道徳を以て人間及び國家の目的なりと斷定したのである。吾人は「プラトー」の國家は最高の道徳である。最高の善であると云ひ、「ヘーゲル」は客觀的道徳の最高形式なりと云つたのは千古の名言であると思ふ。

(一)

國家は人類の道徳が最高の域に發展したものである、又發展する要素である。人類の本性を充實し、恒久にし、發展させるには國家的生活でなければならぬ。國家は多數人類が一定の領土に統一團結したるものである以上、其の本義を充實し發展し永遠にする所の理想を實現する力がなければならぬ。主權は即ち其の力にしてさうして其の力の實現が統治——政治——國家的活動——最高道徳の表現に外ならぬ。而して法は民衆を統一結合させ、人類の本性を遂げしむる所の規律にして一般的に規則を定めて將來起るべき多數類似の場合に適用するのである。民衆の行動は其の原因、價值、效果が異なるけれども行動の形式のみに付いて類似を取つて同一とし一律に規律するのである。而してこれに由つて組織的、秩序的、系統を作り出し、民衆を支配する規則たるの作用を全ふするのである。

顧みて我國家はどうであらうか、從來多くの學者は國家を一定の民衆が一定の主權の下に結合する團體であると定義したのである。如此機械的國家觀を以て我日本帝國の國家理論とすることが出来るであらうか。如此形式的國家觀を以て我國民は満足するであらうか。如此一部的國家觀を以て我民衆は首肯するであらうか。如此無味乾燥なる説明を以て我同胞は真理なりと感得するであらうか。國民の國家に對する崇拜、敬虔、愛着、憧憬は民族の最高感情である、不動の信念である。故に如此形式的、機械的國家觀は國民の高尚優美なる感情を低下させたではなからうか。

我國は肇國宏遠、樹德深厚、億兆一心、世々濟美を根本義とし、此の祖宗の遺業を永久に傳ふるのが理想である。明治天皇が「天下億兆一人も其所を得ざることは皆朕の罪なり」と仰せられたのも、延喜の帝が民の疾苦は朕の疾苦なりと宣はせられたのも、仁德天皇が民の富めるは朕の富めるなりと仰せられたのも、道德國家の理想の一表現であると同時に君民一家の國家なることも實證される。而して上下心を一にして人も吾も不斷に我を充實し發展して昔から今に及んで居る、更に現在から將來に至る、そこに連續もあり相關もある。而かも其の連續、相關は國家を成すに依つて完成することが出来る、吾々は國家的動物にしてそれが即ち本性であるからである。

(二)

我國家の目的は最高道徳の表現にありとすれば行政の方針も亦茲に在らねばならぬ、行政の目的茲に在りとすれば監獄行政も亦此の目的の外に出でざることが洵に明である。吾人は便宜上監獄行政の意義を解剖することにしやう。

一、監獄行政は行政の一部である。

監獄行政は力の行政か徳の行政か

行政は大権及び法律の範圍内に於て國家の目的を達する行為である、即ち吾人が先きに説明したる國家の目的理想の表現ではねばならぬ。

二、監獄行政は司法行政である。

司法權の作用を補助する行政が即ち司法行政である、司法權の活動は裁判所の取扱、職員の監督、裁判官職掌更、檢察事務の指揮監督、裁判執行等に關係するものであつて其の完否は司法權行使に影響すること多大である。

三、司獄官府の分掌する行政である。

國家委任(官制)に依り行政事務の一部を行ふ國家の機関であつて、單獨にて決定權を行使するから合議制の官府ではない。而して刑事拘禁に関する政務を合掌する官府の行政である。

監獄行政の意義は大要叙上の如くである。然らば司獄官が刑事拘禁に就いて國家の目的——道徳國家の目的を表現せねばならぬ。假令犯罪人、懲役人と雖も萬物の靈長たる人間として自己の存在する所以を自覺して存在して居る、人の人たる所以の資格即ち人格がある。故に之れを充實し、發展し、表現し、完成して理想に到達しなければならぬ。而して國家も亦之れを善化し、善導して其の志を遂げしめねばならぬ。此の當然の歸結として監獄行政は人道化の行政——道徳化の行政と云はねばならない。監獄行政は殺人的行政にあらずして活人的行政である。其の歸結に到達する手段として強制力を使用することあるけれどもそれは已むを得ずして使用するものであつて暴力にあらず德力である。彼の着物を脱がせて獄衣と着換へさせることさき——彼れを監房に容れて鎖鑰を施すとき——彼れを重屏禁や減食處分にするとき——彼れを賞表するとき——彼れを放免するときでも矢張熱涙でなければならぬ。德化を忘れてはならないと思ふ。監獄行政は人情の行政である、熱涙の行政である、是れ即ち吾人が監獄行政は力の行政にあらずして徳の行政なりとする所以である。(完)

國民と警察

内務監察官
法學博士 松井茂

教育は職業の如何によらず何人にも必要である。労働問題も其の労働にたづさはる人の性格を高めることによつて甘く解決するであらう、陸海軍人に對して各々教育がある様うに行刑の任に當る者に對しても適當な教育が必要である。味噌臭い味噌が本當のものでない様うに、行刑官は行刑のみではいかぬから教育が伴はねば本當でない。警察や監獄は色々の人を相手にせねばならぬから壁の中のみに限られず壁の外のことにも通じてをらねばならぬ。現今では個人主義が問題の中心となつて居る。從つて上下貴賤の別も次第に消滅して來た。動物愛護、特殊部落の開放、免囚保護の問題もこゝから生ずるのである。此點に着眼するの敏なればそれ程文明の進歩が著しい譯である。所が専問には専問の癖があつて經驗の狭いために往々觀察を誤ることもある。仍て此の弊を除いたために智、仁、勇の三要素を必要とするのである。眞、善、美の三も此處から生ずるのであつて、此の三つが人間生活の基礎となるのである。仁とは人間愛である。即ち、監獄に於ては囚人を一個人として愛するが如きその例である。所がその仁を行ふには手段が入る、其一は智である。知識を東西から求めねばならぬ。誰しも知識が狭く自分一個の狭い考へから仁を行つてみた所で廣く世間に活用することは困難であるから知識を東西に求めねばならぬのである。此の意味から狭い意味の監獄教育のためには監獄協会がその衝に當り講師を度々監獄などに派遣するやうにし監獄を生きたものにせねばならぬ。警察協

會でも其方針でやつてゐる。自分のことは自分でやらねば世間の者が行刑を了解せねばならざつて不平も云へぬ、而して廣く社會に監獄は如何と云ふことを教へねばならぬ。次に第二の手段と云ふのは勇である、如何に智があつても勇即ち實行力が缺けてをれば何の役にも立たぬ。仍で智と勇どが全ふされて仁は成りたつのである。此の意味から「國民と警察」に付いて述べてみやう。

一、災害防止の意義

文明が進めば進むほど災害、危険は増加する。人間は生れながら安全を求むる、例へば國家太平、家内安全、身體健全を冀ふのは人間の共通性であるから災害を除去し危険を防ぐ要求が生ずるのである。災害には物質上及精神上の兩方面がある。物質上の災害は精神上の不注意から来る場合が多い、若し社會に災害があればその原因は多く國民の不注意である。現今社會改造がやかましく叫び出されたが、改造の目的は或意味から云へば社會の災害を防止することに歸着する。故に災害を防止し「安全第一」にすることが社會の福祉を増進する所以である。米國に於ても此の「Safety First」が非常に流行してゐる。犯罪は社會の缺陷から生ずるのであるから犯罪は社會の連帶責任となるのである。故に之を防遏するのは國民の責任である事を各自が自覺せねばならぬ。災害、盜難の防衛は國民が自治的にやつて始めて全ふする事が出来るのである。昔から「地震、雷、火事、親爺」と云ふ諺がある様に誰も之の四つは恐れてゐた。從つて之等に對しては充分の防禦線を張つてゐた。然し現今は文明が進歩するに従つて災害の數も多くなつたのである。「左側通行」は昔にはなかつたが現今は、行はれてゐるはかくせねば怪我をするから自然世人の自覺からなつたのである。

二、國民性と警察

警察は災害の防止を司る行政行為である。故に世人は道徳的に警察に援助せねばならぬ。行進行政と行通道德とは一致せねば効がない、英國は自治觀念が非常に進歩してゐるから、交通道德も非常に進歩してゐる。一例を舉ぐればピカレリーの十字街頭に立つてゐる巡査の手は幾千人の行動を司るものとして有名である。彼が手を上に擧げると人も電車も自動車も直ちに進行を止めるのである。即ち巡査の手は法律の手であると思つてゐるから。(法律の氣絶)と云ふ語があるがそれを蘇生するには道徳によらねばならぬ。米國では以前裁判官が政黨化したり、巡査が盜賊の番をやつた例などがあつた位だから英國に比較すると餘程劣つてゐる。獨逸は法律的、軍事的、教育的の國であるから警察も非常に研究心に富んでゐるが單に「法」を守ればよいと云ふ考に止つてゐるために英國の様うに自治精神が充實してゐない。佛蘭西は官僚の臭味が濃いが探偵術はパリーが一番發達してゐる。然るに日本は未だ行刑精神が、民衆化してをらぬ。例へば「人を見れば盜棒と思へ」などの諺が恰も眞理の様に信奉されてゐる位だから。併し長所として廉恥に富んでゐること、全警察官が内務大臣の管轄の下に統一されてゐることがある。この二つの長所を進めてゆけば決して世界各國に劣らぬ警察を建設することが出来ると信じてゐる。

三、警察の國際化

此からの時代は或程度まで國際化を必要とする。交通が發達し此處に國際交通行政といふ言葉が生じ各國が協力して幸福を増せしめやうと云ふので國際警察が生ずるに至つた。國際聯盟局があつて如何なる問題も持出しが出来るやうになつてゐる。此の聯盟規約中に第一には勞働問題、第二に婦女子の賣買禁止、第三に阿片の賣買禁止、第四に武器彈藥販賣禁止などが決定されたのである。

四、警察の社會化

社會化とは民衆化のことである。故に警察の社會化とは警察行刑が民衆の自覺を促すことに外ならぬ。この中に左の諸問題がある。

(一) 動物虐待防止

米人ベルフ氏は百年前露國に公使館書記官で赴任し、露國人の動物虐待を見て紐育に歸り、動物虐待防止令を立て、一方に兒童虐待防止令を組織したのである。

(二) 特殊部落の問題

特殊部落の者をなるべく社會一般の公共事業に從事せしめ社會民衆と區別せぬことが必要である。
(三) 出獄人保護の問題

此の問題は司法省のみの仕事ではない、社會民衆の共にすべき公共事業である。併し釋放者の全體をそのまま保護することは危険であるから行刑官の中に於てよく連絡をつけ、愈々間違のないことを認めた者を民衆の手に保護せしめる様に計らねばならぬ。

五、刑事警察

刑事警察に最も必要なものは科學的知識である。刑事警察と理化學とは離ることは出來ない關係を有する。犯罪人が理化學を應用する様になり犯罪行為も次第に進歩して来るから、警察も之に後れぬ様に互に聯絡を計つて國際的に活動せねば犯罪を防遏することは出來なくなつた。現今飛行機や無線電話が犯罪に應用されるやうになつたので空中警察や移動警察などが設立されるに至つたのである。

外國では犯罪人の能力試験を行つて居る。犯罪人に對して刑罰のよろしさを得ぬとかへつて再犯を爲す原因となる場合がある。薬の盛り過と同様である。「犯罪は暗闇の所から生ずる」と云ふ謠がある。渴つた水に黴菌が生ずると同じ様うに犯罪も社會の暗黒面から生ずるのであるから、貧民窟を開拓したり犯罪人の巣窟を撲滅して社會を明るくするのも犯罪豫防の一方法である。

以上要するに犯罪防遏は社會民衆の自治精神によらねば全ふし得ないのであるから、監獄協会や警察協會が一致協力して、その任に當らねばならぬのである。(文責記者)

不 良 性 研 究 の 必 要

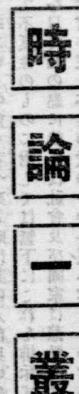
近頃不良性を帯びたるものゝ非常に増加せるは實に慨嘆に堪へん次第なるが元來不良老青年の出現に對しては只單にこれを取締るさう云ふよりは彼等のかくなる其の原因を研究し其の點に向つて適當なる方法を講ずる必要な認むるのであつてこれに關する研究は當局者として決して忽ちに附しては居らぬのである今何が故に不良性を帶びたるものゝを出現せしむるやゝ云ふ原因に就て尋ねるに社會的原因境遇的原因肉體的原因等各種に分つ事が出來る家庭の紊亂せるもの或は兩親に早く分れて家庭的愛情を解すること能はざるものゝ不良性を帶ぶることあるは事實であつて又其の身體の薄弱なるより假令肺病の如き不治の病に犯されて將來を悲觀して遂に自暴自棄の結果不良性を帶ぶることも亦明瞭なることである
而して又常に其の境遇の常に逆境に置かれたれども得ること能はず生活上の迫害を受けたる結果遂に亦自暴自棄不眞性とする原因となるのであるかく考へる時は其の人の先天的に不良性を帶ぶるゝ云ふよりは寧ろ外部の刺戟境遇によりてしかくなるのであつて不良性のものに對しては無下にこれを排斥するは残酷であるのみならず其の結果は彼等をして益々不良性を帶はしむるに至るべきを以て此の點に就ては社會及び國家は慈愛的な同情ある目を以て彼等に對ぜばならぬのである即ち不良老青年を輩出せしむるは社會一家も亦其の責の一半を負ふべきものであるゝ云ふ見地より相當の保護教養の途を講ずる必要があるのである職業なきものには職を與ふべく家なきものには家を與ふる様に各種の方面に於て所謂社會的施設を講じ此の憐れむべき人々に對して絶対の同情となることが結局彼等の犯罪を未然に防止する結果となるのであつて此の點に就ては社會一般が深甚の注意を拂ふ必要があると警視廳當局は語つてゐる



精神病者の教養

海の現象は

種々の慘劇の上



事であるから、姑く多く言ふ事を避けるが、當局及世人の精神病患者に對する態度を見る時は、全く其の無爲無策、冷淡無關心なるに驚かざるを得ぬ次第である。例へば精神病患者は人口千人に就て三四人の割合にあるのであるから、全國六千萬人中には、少くも二十萬人以上の同病者が有る譯である。然るに是等の患者を收容する公立病院は、全國中只一つの東京府立松澤病院あるのみで、其他には官立も市立も町立もない。只若干の私立病院ある許りと云ふ状態である。所で其の松澤病院の收容人員も、僅々七百名に過ぎないのである。現在東京市内の私立病院に、收容されて居る全患者の總數は、漸く二三千の上を出ないのである。然らば其の殘餘の多數の患者を如何にするかと云ふ問題であるが、夫等の中には、或は地方の小都市の私立病院に收容されるものもあるうが、現在の小規模の病院を以てしては、到底は等の大多數の患者を收容し得ざるは、既に言ふまでも無い事であるから、是等の不幸なる精神病患者は、大抵苦風の座敷牢等に押も込められて、虐待酷逼に捨小舟の境遇に放擲され顛迷られねのであ

る。尙近日新聞紙の傳ふる所によれば、地方の人々は、此病人を特殊した結果、患者も東京に連れて來て、難音の巷に遣棄して歸る者が多く、隨つて原籍は素より姓名すらも判らない可憐な患者の人達中に迂路ついて居るもののが、昨今滅切り激増して來たと云ふ事である。果して然らば、是れ實に大なる人道問題である。尙又斯くの如き危險なる患者を遺棄された市民の迷惑も、實に大なるものあり。云はねばならぬ。何れにしても今後は一層當局者の反省を促し、世人の注意を喚起して以て精神病院の増設を圖り、是等無告の不幸児の救濟に膺ると共に、一面社會的悲惨事の防遏に努めなくてはなるまいと思ふ。

エレシ、ケイの自由離婚と云ふ意義は、元しき深き根底を持つて居る。其唱へる自由離婚と云ふのを、文字通りに解釋して、僅がな我儘の小ぎりあひから、直ぐに容易く家庭を破壊してかまはない云ふ様な誠實のない行き方はこうしても同意し得ない。

之を女性の立場から見て、夫に愛を認められなくなつた場合に、其夫から離れて去らうとする前に、何故夫の愛いか失はれたかと云ふ根柢にさかのばつて自責の念のない人があるなら、自分の愛情を以て夫の愛を恢復しようとする努力を惜しむ人があるなら、其家庭を破壊して、新たに愛する人との結婚したところが、同じ憾を幾度も繰返すに止まつて、結局最初の家庭の破壊が意義をなさない事になるであらう。

◇一旦離いだら骨にならねば歸るなさざして嫁がせた昔の親の教へ方は、無理もあつたであらうが、眞摯と云ふものに重きを置いた思想であつた。「厭なら別れやう」と云ふ様な思想のしかたば、「一つには眞摯観念の変化といふ事にも大きな基因を持つもので、昔は一

文化中毒

三宅 やす子

私は、此頃の未婚の男女の結婚に對する考へ方の進んで居る事にいつも驚かされて居る

であらうが、貞操と云ふものに重きを置いた思想であつた。「厭なら別れやう」と云ふ様な結婚のしかたば、一つは貞操観念の變化といふ事にも大きな基因を持つもので、昔は

度嫁いだ、女は所謂純物とされて頗るえまかれた様になつて、一旦結婚に破れても再び幸運な結婚をする事が出来る云ふ信条によつて、差があるが眞面目な結婚と空虚な観念とは直接に相伴ふべきもので、其爲に多少の思想の衝突位は犠牲にしても、結婚を成就せしむべきが當然である。

現代に理想させられる自由結婚互に誤認を合つて上での結婚ならば、頗も知らずに吃だ舊式な無意味の結婚よりも離婚の數が少のがむしろ離婚のない事が至當であらざるに於けるのに、最近の風潮は之に反して、輕々さ思はれる——離婚沙汰がしきりに起るのは、どう云ふ事であるか。

私の考へ方は或は古い云ふ事はれるかも知れないが、斯様した傾向を生んだ一つの原因はやはり若き人々を賢く指導したいろ／＼の言説である云ひ度い。賢く指導したければ、又不用意に導いた二つの悪風潮が考へられない事はない。

殺伐なる氣風

時事社說子

近頃殺人自殺傷害等人の生命身體に關する
悲惨事著しく増加し然も其手段の殘忍を極む

活に最も大切な相互の理解と同情をも缺き
専ら利己心の發動に基きて只管 慾を張らん
とする現代社會の缺陷に歸せざるを得ず我輩
は一部の論者の如く一概に國民道德の退歩を
云々として物質文明を呪はんとするものに非す
否物質文明の進歩に伴うて國民道德も亦大體
に於て進歩向上す可きを確信して疑はざるもの
のなれども後者の進歩は前者に比して極めて
遅々たるものならず之を局部的に觀察するこ
とは退歩と認めらるゝも致方なき場合少から
ざるは理解同情心の缺乏に基く前記不祥事件
の頻發を見て之を知る可し尤も殺人自殺等の
行爲が春より夏に掛けて最も多く行はれては

回之を繰返しても、遂に其の努力も徒労ではない。總ての運動、一切の努力も畢竟徒労ではない。現状を打破せねばならぬ根本に歸してしまふ。現状を打破せねばならぬ根本は、何所にあるか、打破せねばならぬ現状とは果して何れの點より來りしか、此の根本問題を解決すべきは、総の光明を端的に、ヒツツカマれば、百言千語如何に論ずるも空中樓閣の夢に等しいと考へた。斯くて冷静に考察し大底より觀察したる結果、國家として理想を現出した最大原因であるとの断案を得たのであつた。

「ならぬ堪忍するが堪忍一そ教へられた昔の女は、忍ぶまじき風従を意義なく忍んで、老しみ甲斐のない苦しみに甘んじて居たのに反し、現代の新らしい教育を受けた婦人は、當然踏むべき努力の道を面倒臭がつて歩まないか」と云ふ傾向もありはしないか。

私は其いづれにも何等の生命をみこめないものである。前者が、既に過去に属する意義なものであるのに對して、後者が決して真なきものであるのに對して、

もし放縞な感情のまゝに走るのを自己なりを
らは眞實の生活と云ふならば、人間の生活は
忽ち動物的の浅ましいものとなるであらう。
眞實の涙のない、健氣な努力を伴はぬ、深

國民的理想的を樹立せよ

るべきものではない。私は之を文化中毒と云ひ度い。

活に最も大切な相互の理解と同情を缺き
専ら利己心の發動に基きて只管 憲を張らん
とする現代社會の缺陷に歸せざるを得ず我輩
は一部の論者の如く一概に國民道德の退歩を
云々として物質文明を呪はんとするものに非す
否物質文明の進歩に伴うて國民道德も亦大體
に於て進歩向上す可きを確信して疑はざるもの
のなれども後者の進歩は前者に比して極めて
遅々たるもののみならず之を局部的に觀察するこ
とは退歩と認めらるゝも致方なき場合少から
ざるは理解同情心の缺乏に基く前記不幸事件
の頻發を見て之を知る可し尤も殺人自殺等の
行爲が昔より更に掛けて最も多く行はるゝは

る者の到底黙認する能はざる所なり殺人自殺等の動機は千差萬別一ならず雖も近年思想と生活との兩方面より社會の人心甚だしく陥穢として爲り自ら殺伐の氣風を醸したる其處に世界的不景氣の爲め更に人心の不安動盪を激成し知らず誠らず此種の極端なる事件の發生を繁からしむるの事實は之を認めざる可からず是れ亦歐洲戰爭の我間に及ぼせる惡影響の一
つこそ看做す可きものなれども其根本の動機は近來一部に物質偏重の弊風ますます甚だしく

である。然るに大正初年より國民生活の全般を通じて、其の現状は甚だしく沈滯萎靡して殆んど國民的神經衰弱に罹り、此儘にて進んだら、國運の前途どうなるかとさえ思はれた位であった。此の時に勃然として起つたのが、即ち現状打破の叫びである。然るに何にも若々しく激進的な叫びである。しかし、單に此の叫びを大にしたのみにて、其の叫ばざるべからざる原因が那邊にあるかを探究して、眞知を把握しなかつたら、何固柯十

さして何物かを喜ぶるゝ如き有様も享
恰も山雨來らんとして風塵に満つるの状態で
あつた。然し幸にして、先帝陛下の御穏便に
依つて、憂ふべき事變の出現を見なかつたの
は、この御心の如きを察するに足ると思ふ。

ふべきものではない。私は之を文化中毒と云ひ度い。

——内親——

國民的理想的を樹立せよ

早大教授 松平 康國

◇大正の初め例の焼打事件のあつた當時に、現状打破の聲が國民に依つて叫ばれたのであつた。此の時に富つて吾輩は慄々考へ痛切に感じた一事がある。

明治末年の頃より國民思想に變調を來し何なく國內は一種の不安に蔽はれ人心は焦慮

第一、一時的に拘置せらるべき身分の刑事被告人の收監の爲め。

第二、懲役、禁錮及拘留刑の執行の爲め。

第三、強制拘留 (Zwangshaft) 及秩序罰(民事拘留)の執行の爲め。

第四、護送囚人の收監の爲め。

第五、例外として警察拘留者 (Polizeigefangenen) (特に保護所に收容したる人及引渡を爲すべき拘束中の外國人) 並に衛戒囚人 (Militärgefangenen) の收監の爲め。

行政及整理に關し、地方裁判所及區裁判所監獄内の囚人の收容及處遇に關しては第一に一千八百九十八年十二月二十一日の監獄規則が標準となる。此監獄規則は千八百九十七年十月二十八日の「裁判上言渡したる自由刑の執行の場合に一層廣い共通規則に至る迄適用する原則」に基く。此の原則は刑罰執行の統一の爲めに聯邦政府によつて作られたのである。次に掲ぐる場合には所謂區裁判所監獄に於てのみ取扱はれる。

中間階級官吏及下級官吏の任命は地方官廳によりて之を爲される
監獄官吏の義務は囚人の脱走を防止するを以つて盡くるものに非ず寧ろ刑罰執行に對して共同協力すべきものにして同時に囚人をして法規を尊重せしむべきものとす。監獄官吏にして故意に自己に義務ある監視を怠りたる時は此により囚人によつて犯されたる犯行(例へば竊盜)に對し帮助罪の成立することがある。

監獄内に官舎を有する官吏に對しては小監獄に限り且之により規律に何等不都合生せずまた家畜より得べき生活の必要品の他の方法による供給が地方的關係に顧み特に困難あり、又は費用を要する場合に限り家畜(家禽家兔、豚等)の飼養を許すことが出来る。

第一、典獄 (Strafanstaltsvorsteher)

地方裁判所のなきか、または檢事の職席なき場所に於ては規則上監督判事 (Aufsichtsrichter) も亦典獄

扱はれる。

大監獄に於ては地方的顧問を置く、此の顧問は名譽職として國家機關に屬する委員と相並んで刑罰執行の管理にたゞさわるべきものとす。顧間に授けたる權限は顧問全體に於ける場合にのみ各顧間に屬する。然し顧問は取消的に此の權限の執行を一般的に又時により各同僚に委ねる事が出来る。

一一、監獄官吏

各監獄に於ては典獄 (Vorsteher) 檢查官 (Inspektor) 及下級官吏の必要な員數 1 看守長 Gefangenoberaufseher 看守 Gefangenauflseher 及女監取締 Aufseherin が役員として奉職する。大監獄に於ては數人の検査官を置くことが出来る。同時に會計官吏及官房官吏 (Rechnungs- und Kanzleibambe) 並に技術官及農務官をも奉職せしむることが出来る。教諭師 (Geistliche) 監獄醫 (Arzte) 及教師は必要に應じて任命し若しくは之等と契約により特別解職を爲す。

各監獄官吏は刑事事件を處理すべきである。監督判事刑事事件を取扱はざる場合は控訴院の高級官吏が (Die Vorstandsbamten des Oberlandesgerichts) 典獄の事務を刑事判事に委任することが出来る。

但監獄官吏に對する監督及懲戒權は監督判事に殘存す。此の場合の典獄は監獄に於て、任命したる官吏 (その官吏が専務の場合と兼務の場合たるとを問はず同じである) に對する監督を爲し且行政を管理す。

典獄の義務は監獄行政の擔任と同時に總てを考察したる上、あらゆる關係に通曉すべきものである。典獄がその不知の結果國家に不必要的問題を惹起したる場合、例へば同じ宗派の囚人を十人足らず毎日區分的に教誨するかどうかといふことにより監獄官吏の過失により文書の提出を怠りたる事情は當該

官吏の負擔を免除することが出来ない。

囚人を監房に配置することは典獄之を定む。

典獄の責任

典獄は毎日收容に關する報告及或特別事故に關する検査官又は看守の口頭報告を受くべきものとす。特別検査官なき小監獄に於ては要件は先づ其の日の初めに於て典獄の検査を受くる收容簿に記入すべきである。典獄は各囚人が拘禁目的に相當せる處遇を受け居ること及特に刑罰が法律及行政規則に従ひ囚人の道徳上の幸福を出来る丈け増進すること及自由に歸つた後秩序生活に入る準備の下に執行せられて居るかといふことを注意する。

典獄は一週一度以上及半年に夜間一度以上監獄を検査し、且検査簿 (Revisionsbuch 十三號書式) に状態を記入し獨居房内の囚人を一月一回以上訪問すべきものとす。其検査の場合に於ては監房のベルの線を反覆して調べることに注意すべきである。更に新入囚人が新しき夜具を給養せられたるや否や夜具が規則正しく變へらるゝや否や監房及其中にあるものが

第二 監獄検査官 (Strafanstaltseinspektor)

検査官の事務は本務の官吏 (監獄屬 Strafanstaltsassistent) 又は兼務の監獄局官吏 (Bürobeamte) 扱れかを充てる。監獄局官吏が監獄検査官を兼ねたる時は官務を果したる後又は果すに近

きたることの知れたる後検査官の事務の觀察したる點に付き他の決定を發せらるべきことを地方裁判所長を通じて控訴院長 (Oberlandesgerichtspräsident) に申出べきことを注意するものとす且此の申出に付ては動議を爲し得べき時に爲す。監督判事の事務及典獄の事務が一手に統一されざる時は申出により地方裁判所長に事件の前後に發表すべきものとす。

検査官には特に次の責任あり

- 四人の戒護 (sichere Verwahrung) に對する注意及監獄の内部の規律並に建築に關する監獄
- 四人の收容及釋放並に此の點に關する特別報告及速報の發送
- 毎週二回 上時々 (少くも二ヶ月に) 夜間にても亦看守の執務中監獄を検査し且其狀態を検査簿 (第十三號書式) に記入すべき看

清潔に取扱はるゝや否や等を確むべきである。

典獄は刑事被告人以外の囚人に關る懲戒權を有す。

典獄ば假出獄の申出を爲す (刑法第二十三條)

總ての重大事件に關し (例へば陰謀、脱獄、自殺、自殺未遂、兇器使用等) にては典獄は事實の簡単なる説明の下に檢事長に對し特別報告をすべきものとす。

他方典獄は監内に於ける總ての非常事故例へば脱獄未遂、脱獄、抵抗、重大なる虐待、及傷害、自殺、自殺未遂、徒黨又は囚人の所持せる危險なる器具の發見、

火災、災難が官吏により怠られることを注意すべきものとする。

少年囚の場合典獄が服役後教化教育の指導を必要と認めたる時は當該官廳に通知をなすべしものとす。

感化資格ある者三月以上の自由刑に服す時感化院に對する通知は一九二一年五月十七日の一般執行に關する司法大臣發令三百十二頁参照、會

計年度の終りには典獄は監獄施設監獄の收容及官吏の身分に關する概要を差出すべきものとす。必要事項に就ては典獄は一般的報告を爲すべきものとす。

E 会計行政 (Hauswirtschaftliche Verwaltung) 及監獄行政費に關する計算の組立

F 要件 (第十二號書式) の報告の實行及要件の改修・補充に對する注意

G 他監獄への囚人の移監の準備等

H 囚人に對する適當なる作業の供給及作業會計の行政

I 鋼器及彈薬の行政並に其搬入に對する注意

J 指定帳簿、表、報告書等の取扱。

K 制服。監獄服務を専務として命ぜられたる検査官は服務中常に指定の制服を着用すべきものとす。制服の給與に關しては一九〇〇年十一月二十日の一般

處理が之を示す。

第三 看守 (Strafanstaltsaufseher)

看守は司法守衛長 (Justizwachtmäst'r) 看守部長 (Strafanstaltswachtmäst'r) 看守長 (Oberwachtmäst'r) 等の官章をつける。下級看守 (Hilfsaufseher)

は監獄看守の官章をつける。看守の服務は特に之に對して任命したる官吏により若しくは廷丁 (Gerechtsdienner) によりなさる。女囚に對しては出來る支け女監取締 (Aufsichterinnen) —— (監獄女監取締部長 Strafweilmeisterinnen) —— を任命する、廷丁はその他の事務に兼ねて必要により看守の職務をも執る義務を有する。

看守の責任に屬するものは左の通りである。

A 囚人の直接監視、然し看守は囚人の仕事に關し自力的權限を許されない若しくは看守の利用に囚人が労役せしむることを許さない、外役の場合の監視の爲めには看守は日當 (Zahrtungskost) の支給を受ける。

B 監獄の外門の閉鎖及監房の閉鎖

C 監規 (Hausrordnung) の取扱

D 總ての監獄設備の清潔並に施設物倉庫等の清潔に對する注意及病囚の看護

E 囚人自身の清潔その沐浴及衣類の洗濯に對する注意及病囚の看護

F 全體監獄の要務 (Dienstene) 及其光 (Belohnchancen) 同所趣圖及

監獄下級官吏に對しては之等に亘つて疑問となる重要規定の鹽梅を辭職の場合に於ける報償義務と共に利益に委ねべきである。在職者は永久目録により管理すべきである。

看守には検査官の個別的重要な職務を最高長官の許可を得て委ねることが出来る。囚人簿及釋放期限の曆の記載の委任は問題として考へられる。作業収益金の行政の委任は拒まれて居る。

監獄の監視官吏は監内にては典獄又はその代理間月一日以來監視事務及監獄事業に從事する官吏及書記を包括する雇員に對する標準服務時間を一日八時間と定めた。一時的にひどく事務が輻湊したる場合同僚の一時的支障の場合又は此に類する原因により一時に特別の手當又は調和なくしても亦居残り勤務 (Berstanddienst) をしなければならぬ。八時間勤務の實行に付ては小監獄の場合は之によらない (例へば一人の看守を有する監獄、通常二三人の看守を有する小監獄の場合の如し) 外役場に於ても亦監獄監視官吏及雇員に對する一週間四十八時間勤務は普通實行せられて居る。此の場合必須なる居残勤務に對する調和は少くも三ヶ月以内に與ふべきである。

授業手 (Arbeitsaufseher) に對しては一般に例外を作ることは出來ない。但し各個の場合國民經濟上缺くべからざる外役事業の證明に對し必要なことが同意を以つて之に從事せしむることが出来る。官吏の一分隊が監獄若くは監督官廳の官吏に遭遇したる場合指揮官の特別號令により敬禮を促さることが慣例となる場合には此敬禮をなすことは監獄又は外役場の廣場に限るべきものとする。

看守の服務は一定の書間に屬束せられるものではない夜間看守は典獄又は検査官の許可なくして住居以外に滞在することは出來ない。千九百十九年一

街路の普通清潔法、及特別清潔法、而して之れは無報酬である但し看守は典獄の詳細なる指圖に従ひ囚人に補助をなしむる權限がある、此れに對する囚人の作業賞奨金 (Gefangenarbeitsstasse) の補賞は給付せられない、此れは同時に看守たる廷丁に對しても亦同じ。上述の勞務に於て必要なる器具及材料は國家の費用を以て供せらる。

G 囚人に對して知覺したること及主たる取扱に對する表示及期限内の管理。

H 看守は假令同時に廷丁である時も雖囚人の糧食の擔任に就ては我務を負ふ。

大戦後の普露西亞監獄行政

務時間とは見ない。その他の官吏の就任又は夜警の廢止による小監獄の場合の特別夜勤の編制に關しても亦一九一八年十二月二十七日の一般處理及一九一九年八月三日及二十三日九月十七日の一般處理を參照すべし（一九一九年司法大臣發令三九一、三九二、四三四）。

五十人以下の收容力ある監獄に於ては守衛長は包括的に同時に監獄監視官吏及雇員である。此の守衛長は區裁判所に於て同じ様に裁判所の事務と監獄の事務に轉するのであつて休暇を與へらるべきである。即ニ週間毎に一日の休暇日曜、更にその日曜の次の週には午後丈け自由を、出勤日曜の次の週には二度の半どん又は一日の全休暇日を與へられる。休暇の時の必要なる補充を企てることは地方官廳の事件である。他に裁判所の事務に包括的に從事せる官吏又は雇員が代理につかしめらるゝ場合には結局代理の全部の服務時間は代理監視官吏に對し與へられたる服務時間を超ゆることを得ない。監獄官吏には監内の所謂一週間の中の休日に対する服務に對し一週間

授業手。若し外役の爲めに常置官吏を派遣する事により監獄内自體が監視服務の補欠事務を必要とする場合には授業手としてではなく看守部長として又は女監取締部長として任命すべきである。外役に於ける者の許可を必要とす。

授業手。若し外役の爲めに常置官吏を派遣する事により監獄内自體が監視服務の補欠事務を必要とする場合には授業手としてではなく看守部長として又は女監取締部長として任命すべきである。外役に於ける者の許可を必要とす。

四十八時間勤務の範圍内にある他の日に休暇を請求する權は存しない役員會（Brautenten Ausschuss）の審理により目的に相當する服務分配により此の目的に對し特別補欠に從事せしむることなくしに休暇が實行せられ得る限り反対すべきことは何もない。

看守の報告及願書は規則として検査官の周旋により典獄に交付せらるべきである。

制服。服務中の看守及常置押丁（die ständige Hilfe ausfischer）は監獄の内外に於て毎に指定の制服を着用すべきである。一時雇の押丁は服務中制帽と佩劍（Säbelgeweih）を着用する。獄務に就て本務として定まりたる下級官吏が置てない區裁判所に於て看守として從事する廷丁は廷丁の制服を着用し獄務中は佩劍を帶ぶるものとする。但此の點は獄務の簡単な一時的注意に對しては適用なし。官吏の身分上の保護及懲戒の保全に對する規則は寧ろ一般原則の意味のみを有す。此原則の應用に關して各個の場合直接上官により管理せらるゝ官吏の忠實なる判断を決定

て監視に付き看守の人數が足らざる場合は授業手の必要數を雇ふべきである。此の數は監獄内の監視即るべからざることに關しては一九〇〇年十二月十二日的一般處理が詳細なる規定を掲ぐ。一九〇一年三月六日の一般處理及一九一三年一月二十五日より補充せられた一般處理は一九一二年二月二十三日の一般處理により變更せられた。その中に男子の監獄監視官吏の制服が新に規定せられた。正午の二時迄代理。廷丁及看守は互に代理すべし。國家の費用に基く代理は許さず（監獄監視官吏及雇員に與ふる休暇及必要なる補欠の任命に關しては本節に既に説明したる休暇のところを参照すべし）。代理に對する押丁の任命例へば疾病官吏の代理に就ては最高監督者の許可を必要とす。

授業手。若し外役の爲めに常置官吏を派遣する事により監獄内自體が監視服務の補欠事務を必要とする場合には授業手としてではなく看守部長として又は女監取締部長として任命すべきである。外役に於ける官吏として認むべきである。授業手の場合に於て其地位に關する疑問を解決する爲めに特に授業手は此の點に就て指示されるのである。授業手としては只特に信憑出来る嚴肅なる且頭腦の明敏なる人

物を雇入るべきである。決して事業主自身若しくはその雇人を雇入るべきではない。典獄は雇入前に適當なる尋問を爲さねばならぬ。

授業手に對する監督費は一九一四年の五月十六日の普國司法官廳の會計規則第八十七號式書により賃金表に基づき支拂ふべきである。民法第六百六十六條により支拂ふ總額は民法第六百六十六條による出費の特別項の表にて計算すべく且簡単なる記入により説明すべきである。看守に對する總額は外役の收入より支拂ふべきである。外役の場合の囚人の監視により生ずる全體の費用は此勞役の全利得の五分の二を越ゆることは出來ない。但囚人が分隊にて從事し且外役に從事する囚人全體の作業利益が部分的に規律的看守により監視せらるゝことに基礎を置く、以外の場合には外役はやめる。

第四教諭師(Gedächtnis)監獄醫(Arzt)教師(Techner)

教諭師、監獄醫及教師は必要により任命し又は之を u. d. Z. 若しくは P. といふ文字のはいつた板によつて認知せしめる。獨居房に對しては規則として二十二立方尺の換氣窓(Luftraum)窓に對しては少くとも一平方尺の採光面を取付ける。各房の窓は少くとも半分開き得る様にすべし。畫外とも使用せられる雜居房に於てはその雜居房内に收容せられる各人員に對して十六立方尺の換氣窓を割充つべし。夜間雜居房(gemeinschaftliche Schlafraume)には十立方尺より少からざる、また雜居工場(gemeinschaftliche Arbeitsräume)には八立方尺より少からざる換氣窓を割當つべし。

監房の内部には板の上に囚人の名前と入監の日付刑事囚の場合に於ては又釋放の日付並に犯行を書付くべきものとする。受刑の日と入監の日が違ふ時は兩方の日付の記入が監房の板に記入される、監房の内容は監房指定に從て區別する。日中の瀝監及夜間指定したる監房の内容に對しては一般に次のことが適用される。

と同意を以て解職する、教諭に關する教諭師との契約の締結に對し典獄は或條件の下に權限を賦與せらる。一般條件で契約が出來ない時は典獄は其上官に報告すべきものとする。教諭師との契約締結前人物の選擇に付ては其上官の同意を受くべきものとす。教諭師監獄醫教師は典獄の訓授に關する監則の維持に拘束せらる。教諭教育(Unterricht)に關する監獄教諭師の監督は排斥せられる、此の監督は目下郡視學(Kreishüllinspektor)に屬す。

三、監獄(Strafanstalt)

第一、監獄の設備(Strafanstaltsräume)及附屬品
(1) 監獄の全體の設備は無數に備へられて居る、各戸に付ては適當の數と容積(立方尺で)明に示さるべきである、監房内に刑事被告人(Untersuchungsgefangene)、刑事囚(Strafgefangene)、民事囚(Zivilhaft)又は違警囚(Polizeigefangene)の孰れが居るかといふこと

(1) 監房内には自由に使用出来る机と腰掛を備付くべし、各戸は特別の寢室特別の水桶及水瓶に桶を受ける桶は囚人か室を出た時は回収しなければならぬ而して先精密な清潔を爲し出来る事なら熱いシャボン水の中に入れ、再び分配することを要す。桶の掃除に付ては其使用中注意すべきものとする。

(2) 賦與するものには更に次のものがある。石鹼皿、水瓶、汚物桶及水桶、水の充たされたる痰壺及毎日提出し入念に掃除し且消毒すべき水硬膠灰と蓋のある便器、更に各房の秩序を保つべきものとする壁の傷や汚れは出来るならば直ぐに除くべきである。設備の充分なる換氣を注意すべきである。便所は一週間一度消毒すべきである。清潔と保健の爲めに收容所の天井と壁は一年に一度清

若しくは適當なる宗教書並に監則の印刷物を置かなければならぬ。また格言(Wandsprüche)を掲げることが出来る。

全體の監獄設備に於ては常に嚴格なる秩序と清潔を行はなければならぬ。監房工場寢室は一週間一度研くべものとする壁の傷や汚れは出来るならば直ぐに除くべきである。設備の充分なる換氣を注意すべきである。便所は一週間一度消毒すべきである。清潔と保健の爲めに收容所の天井と壁は一年に一度清

の弱くなつたところを囚人によつて白塗料を塗らしめる壁の油のにじみ(Oelschadel)は規則として洗ひ落すべきである。白い間は壁をよごれぬ様注意すべきである。

囚人にやかしてある總ての附屬品、器具、作業材料、書籍、衣類、寝具は注意しなければならぬ飲食器は毎に清潔にする。

第二、清潔 (Reinigung) 暖房 (Heizung) 及採光 (Belichtung)

監獄施設は囚人の健康維持に必要な限度に於て暖房すべきものとす。大災に對する處分に關しては本章三節に述べるがら参照すべし。服務時間中及日没後並に日出前及び引込(Einzahlung)迄充分なる明りを備付ける時は囚人に明りを與ふべきである。行

状善良なる場合には囚人に勞役時間後も火をつけることを許すことが出来る。但夜は十時を超ゆることを許さない。其他特別の場合に於ける場所を如何なる程度に明くするかは典獄之を定む。暗黒中は階級

第三、監獄設備の閉鎖及保全

監獄建物及庭の入口全監區をきつて居る戸及囚人の居る場所の戸特に監房の戸並にその中にある扉は常に閉めて置かなければならぬ。只自由時間及看守の監視の下に爲される清潔法の同は之等は開け放されれる。規則として拘置場は何時も第一に開くことを要す。その後先以つて開いて居た拘置場は再び閉められる。何となればそうしないと囚人が逃走を容易にするからである。男囚の監房の場合に於て鑰が條件的に確實である場合に夜間海老錠を欠がない。但し漸次補充する爲めに安全な戸鑰によつて注意すべきである。逃亡の虞れあり特に重罪により拘禁せられたる者は特別の注意を拂ふべきである。暖爐及煙突の戸は暖房後常に再び閉むべきである。監房窓の保全と閉鎖のために以前使用した鐵葉箱扉は、之が光と、空氣の無闇流入を妨げる故に、ユーベル式扉(Überlape Blende)と同様である。粗製硝子の日覆扉のみは推賞すべきである。鍵の安全な保管に付ては特に着眼すべきである。鍵は他の官吏に渡すことがあつても囚人にまかしたり又は囚人に託したりしてはならぬ。不必要に大きな一團の鍵によつて戸を閉めることは厄介になる。總ての閉鎖設備は主なる鍵を用ゐることに統一することは必要でない、但無數

及廊下並に十二人若くは失れ以上の囚人を收容したる寢室は明くすべきである。燐寸箱は規則として室内に許さぬ。暖房採光監獄設備及監庭及街路の普通清潔法特別清潔法は看守及押丁が手當なくなす。看守や押丁は典獄の詳細なる指圖に従ひ囚人の助けを用ゐる權利がある。囚人の作業賞與金に對する報酬は此れに對しては給與しない。特に看守を任命してない監獄に於ては清潔法暖房及採光は同時に看守として勤務する廷丁が同時に無手當である義務あり、命ぜられたる勞務に必要な器具材料は國家の費用で作る。雪掃除撒布等地方警察規則及地方規律と適したる規則を實施することに對する注意は典獄及検査官がなす。

監獄建物及庭の入口全監區をきつて居る戸及囚人の居る場所の戸特に監房の戸並にその中にある扉は常に閉めて置かなければならぬ。只自由時間及看守の監視の下に爲される清潔法の同は之等は開け放され、種々な鍵を用いることは避けねばならぬ。典獄又は検査官監獄内に居らざる場合は其處に居る看守監獄の鍵を保管す、但此鍵を急速の場合のみに使用すべきである(例へば火災其他の急迫の危険)乘越へたり逃走の爲めに使用し得る梯子又はその他の物は監督の下にのみ監庭で使用を許す。火事梯子及焉。は常に用意して置かなければならぬ。

夜陰中監獄の外部の監視は看守の義務に屬す。夜警を託された官吏に犬を付けることが適當なる場合には犬が備へ付けられたる、その備付費及飼養費は會計規則第七十五條第十二項第十條の資金となる。警戒目的に用ひる犬は免稅である。

典獄は備付の安全機(ベルの線警鐘等)が順序よくいつて居るかどうかといふことを短い間に取調べること及其實際確かに瑕疵あるものは特に排斥することに注意すべきである。同様なことを既に第二章第一節に述べたり。

のとす。火災準備に關し監獄に對する特に注意すべき二三の規定を抜粋する。

(一) 豫防處分
少とも建築内又は其附近にある住居は監獄の設備と電鳴鐘機によつて結び付くべきである。常置夜警の置いてない監獄及拘禁場内に發火したる場合囚人が鈴、信號又は戸を擗く事により助を求めるべき状態にない監獄内には適當なる設備をなすべきものとす。囚人の收容即ち全體の拘禁場の戸鑰は全拘置場が同じ鑰で閉め得る様に設備すべきである。監房の戸の閉鎖には只一つの鑰を使用することを要する。寢臺付の寢室内 (In Schlafzälen mit Schlafkojen) にては信賴すべき囚人は彼が非常信號をなし得る様にして收容しなければならぬ。火や明りを持つて巡回する場合には非常に注意しなければならぬ。防火警戒の監視は指定官吏に委ぬべきものである。監獄設備は裸火を以て入るを許さない。服務場所を最後に去る各官吏は明りを適當に消すことに就て責任がある。

藁及其他の容易に火のつき易い材料は直きに必要である程度以上の多數の量を置いてはいけない。此れ等は火災に對して安全な様に注意すべきである。特に廊下に置いたりランプや焰や暖房設備や煙突の近所に置いてはならぬ。それを屋根裏に置くことは避くべきである。此れを例外として置かねばならぬ場合に立至つた時は置場所は注意して選擇すべきである。又此場合常に水の這入つた大きな人物と二三の消防桶を備へ付くべきである。火のつき易い材料を使用する囚人作業(藁箱・ラツシュー等)は適當なる防護處分の下にのみ實行すべきである。防火設備の状態及取扱に關しては全官吏が教へらるべきである。典獄の裁量によつて時々猛火の場合に研究すべき態度に關しては全官吏が教へらるべきである。典獄の裁量によつて時々猛火の場合に研究する囚人を加へて)を命すべきものとする。大監獄に於ては既に述べた。

(二) 出火又は暴風雨の場合の處置
特に暗黒の場合屋根下の部屋を明り又はランプを以つて歩くことは慎むべきである。屋根裏の部屋の注意はなるべく日中に濟ますべきである。即ち藁袋及他の寝臺具の持ち上げ持ち下しは闇の中になすべきでない此の間に屋根下の部屋に這入ることが止むをえないならば看守はしつかり包んだ提灯を以つて行かなければならぬ。石油の出し入れとランプの用意は明日中になさねばならぬ。ストーブの灰は躊躇なしに火の大丈夫な場所に運ばねばならぬ。その灰は木製の入物に入れてはならぬ。

囚人の引込前に看守はストーブ及炊場の火が消されたかどうかを確むべきである。夜間十二人若しくはそれ以上の囚人を收容する寢室並に階段及廊下を明くすべきである。燈火が瓦斯及電氣による場合は豫備ランプ (Notbeleuchtung) として石油ランプを備へ付くべきである。豫備ランプは同時に瓦斯又は電氣の焰でつけ又消すべきものである。

出火に際しては監獄官吏は彼等に豫め指定したる場所に赴き且其所の所有に屬する鑰特に重たる鑰を携帶すべき者とする。又監獄及其他の官吏並に消防隊及警察官廳に速に報告すべものとする。囚人の保全及監視並に懲戒の維持は監獄官吏の主たる問題である。重病囚並に兇惡特に逃亡の疑ある囚人に對しては特別注意を向くべきである。監房の戸は當番の服務上の上官及最故參官吏の忠實なる裁量に因り適宜開放すべものとする。寢臺の所は規則正しく開け廣ぐべきである。非常口も常に同様にする緊急の場合は囚人は他の豫め指定したる監獄内の安全な場所に連れて行くべきである。急迫なる危険の場合に於ては囚人は全く監獄より遠ざからずべきであり、且此れに對し監視の出來る場所に移す適當なる場所の處理の地位に關しては典獄が警察行政又は地方行政等の態度を取ることになる。刑事囚刑事被告人其他の種々の囚人男囚及女囚は出來得る限り分別拘禁すべし。兇惡囚及逃亡の虞ある囚人は聯鎖をつくべき

ものとす逃亡の虞なき刑事囚は消防事業及救助事業の場合に使役することを得。若しくは典獄の命令に基き屢々自由に置かれる。
避雷針により保護せられない監獄の附近に夜間暴風雨の起つた場合官吏は彼等に豫め指定したる場所に赴き且その所持に係る鎗を携常すべきものとす。
囚人は起床せしむべきものとする。監房の閉鎖は管單な鍵又ははちき無しの錠に弛められるべきである。囚人は衣服を着用すべし且暴風雨の終つた後に始めて特別指圖にて再び寝に就くのである。

時間を利用すべきものとする看守は更に夕方寢臺への囚人の引込に際し且朝出房に際し彼等に監視を指示せられたる囚人が實際居るかどうかを確むべきである。工場に於ては作業の終つた後に器具を作業椅子の上に整頓し且掲げてある目録によつてその數及種類を確むべきである。特に鋸前屋又は此れに類する事業に從事する囚人及使ひ損じの材料は嚴密に監視すべきである。一時監獄を出し又其處に歸る囚人は精査すべきものとする。

児悪囚の監視危險として示され又は認められ並に引渡を指定したる囚人には特に注意をなすべきものとす。彼等には聯鎖を用ゐることを得夜間と雖も衣類を剥奪することが出来る。其處分が刑事被告人に關する時は直ちに判事に通知を爲し且其許可を求むべきものとする。

監内に於ける自由人(Freedom Person) 監内に於ける自由工業者供給者並にその助手の監内に滞在中は囚人と許されざる取引を防ぐ様に注意すべし。外國人又は人の團體による監獄の參觀は司法大臣の許可ある場合に限り許可する。囚人ご外部特に隣人との各通信は注意して防止すべきである。(完)

所謂代用監獄

K
時事文庫
T
生

監獄の一として代用監獄なるものがある。それは警察署の、留置場を代用する所からしてさう名づけたのである。完來警察署の行政處分を執行する場所として留置場の設けあるもので監獄の一種として認めたのは實際上已むを得ざるに出でたるものである。

實際上の必要と云ふのは刑事被告人の拘禁、護送途中の受刑者又は刑事被告人を宿泊させるため此の規定がなければ裁判執行の運用は出來ないのである。

實際上の取扱としては

(二)拘留刑は警察署の留置場に於て其の執行を爲し監獄に於て之れを執行することは極めて少いのである。

(二)其他の體刑は監獄へ護送するまで其の執行をするのである。

以上の場合は洵に已むを得ざるに出づるものである。

(三)

代用監獄に於て男性と女性とを同一監房に拘禁し初犯者と累犯者とを同房に拘禁し、共犯若くは關聯する刑事事件の被告人を同房に拘禁するが如きことは風俗上、相互悪化、罪證消滅等の危険があるからして嚴禁しなければならぬことは勿論である。

(四)

代用監獄に於て病人と健康者とを同禁し殊に傳染唯典獄に對して其の執行を指揮すればそれで良いのである。

四、代用監獄に於て刑の執行を爲すの外他に途なきに依り其の執行を爲したる場合に於ては檢事は其の警察署長に對して出監又は押送の指揮を爲すべきである。(四二、一二、九、民刑局長監獄回答)

(六)

代用監獄は監獄の建造物にあらずして單に府縣の建造物を代用するに過ぎないのである。司獄官吏之れを管掌せずして——警察官吏の管理に屬するもの

病患者と健康者とを同禁し、傳染病にあらざるも感染する疾病流行する疾患の患者と他の者と同禁することをば避けなければならぬ。其の當然の結果として右の如き患者の使用したる衣服寢具を其の儘使用するが如きことは斷じて爲すべきでない。それから南京虫、虱、蚤の驅除の如きも注意せねばならぬ。

一、(五)

一代用監獄に拘禁する被拘禁者の警戒保護の任は警察署長に屬するのである。從て逃走、縊死の如き不良事故に關する責任も亦警察署長に歸すべきものである。

二、代用監獄に拘禁する刑事被告人の出監若くは押送の指揮は檢事より警察署長すべきものである。故に指揮命令の執行に關する責任も亦之れに伴ふものと云はねばならぬ。

三、檢事は裁判の執行を監獄に於て爲すべきか、代用監獄に於て爲すべきかを定むべきものでない、

である。而して警察官署の留置場として地方長官の監督に屬するのである。吾人の希望としては刑政の統一人權保障の上から完全なる法律を制定したいのである。法律を以て保障することが必要でなからぶか假令管理者が警察署長、監督者は地方長官であつてもそうする方が良いやうに思はれる。或論者は代用監獄は監獄に外ならざるに依り監獄として監獄法を適用し、監獄の長は監獄として監督すべく警察官は之れを服從すべきものであると云ふけれども反対論者もあつて甚だ不明確であるから思ふ所を述べたのである。(完)

攝政宮殿下の御外遊に就いて

海軍大佐 山本信次郎

皇室中心主義、能く新聞などに斯ういふことを申しますが是も唯今迄のやうに唯君に忠であれ、國を愛せよと、理窟を何にも言はずに人に押へ付けやうとしても、今日では到底通らない世の中で

てはどういふ地位を持つて居るものであるか、國家といふものはどういふものである、日本の前途はどうである、過去はどうであるといふことを鉢々が理解しまして、而して後に始めて此皇室中心主義といふものが行はれるゝ我々は思ふのであります。それで

を皆様を経て彼等囚人を御詫をして戴いたならば、或其方面の所も多少の貢献一することが出来はしないかと考へます。

◆海上の御状態

そこで昨年の三月三日に殿下にはこちらを御立ちになりまして、九月三日に御歸りになりましたのでござります。其間の百八十四日を御旅行を遊ばしました。海上八十八日、御碇泊が三十七日、其餘の十六日といふものは陸上に御通しになつたのでござります。海上に御出になりますと御日課が極つて居りますから、さう始終珍しいことは起りませぬでございました。又殿下に於かせられましてもさう忙くは御暮しになりませぬでした。唯海上の御生活といふものは非常に御窮屈で御在りになつたといふことを申上げて置きたい。

どの位御窮屈で御在りになつたかと申しますと、皆さんの中の多數は軍艦を既に御覽になつたと思ひますが、軍艦といふものは大砲や水雷を積む爲めに出来て居るのでございまして、人の居住などといふことは付きましては殆ど考へて居ないといふことを申上げても宜しいのでございます。殿下が御召しなりまして其爲めに特別に御部屋を作りましたが、香取に御乗船になりましたが御み足が寝臺に附かぬ位のものでござります。其處に八十八日と三十七日でござりますから殆ど四月の間御暮しになりました。さうして又此御寝室の中には何がありましませぬ位のものでござります。御食堂は無理に詰めますと三十名位は這入れますのでござりますが、連も十六七人の供奉員が食事をする所は何處にもございませぬから、自然之を殿下から拜借致し

印度洋の中には鹿島の水兵が波に打流されて何處に行つたか分らぬやうな状況のこともあつたのでござります。それで御部屋に御引込になるといふと、成程殿下の居らつしやる所には澤山の水兵は近くには居りませぬけれども、何と云ひましても船は狭いものであります。さうして鹿島、香取に致しましても八百五十人の人が上甲板に居りますから、二三時間の中には空氣は悪くなる、臭くなる、隨分えらいものでございます。それに搖れるものでございますから我々のやうな二十何年が海上に居ります者でも實際好い心持は致しませぬ。殊に殿下は今回始めて長い海上の御旅行を遊ばしましたに於てをやでござります。隨分御同情を致しましたやうな次第でござります。又御船に御強ひとは申上げましても矢張り始めての長途の海上の御旅行で居らつしすやいまから、御酔ひになりましたやうなことも一回ございまして、隨分御氣の毒に感じましたやうな事もござります。それなら大きな商船でも御船上げになつて御出

ますから、此方面から見ますれば多少御窮屈では御在りになつたのでございますが、海上に於ての御窮屈に比べましたなら非常に御樂なのでござります。

併し非常に御忙しく御暮しになりました。時には五時過に御目醒めになりました、自動車、汽車でお出になつて、所々を御視察、御見學などの御務めがあつたのでございます。私は之を御務めご申します。

我々が戦場の見物、巴里の見物などに参りますと實際見物でござります、併し殿下は假令それを唯御見物に御出でになります、何處迄も殿下といふ御威信を御保ちにならなければならぬのでござりますから、我々のやうに草臥れたからと云つて好い加減にしてホテルに歸るとか、斯んなものはつまらないから止めやうとかいふことは勝手には出来ない、向ふの政府、政府の當局者並に供奉員ですつきり相談を致しまして極めました御豫定といふものを狂はすることは出來なかつたのでござります。さうして晝に何處かに御着きになりますといふと其處に午餐がな

でになつたら宜からうと御考へになる方もあるかも知れませぬが、是とても矢張りシケが來れば動く、又殿下の御威信を御保ちにならなければならぬから商船あたりで外國の港に御出でになつたら、自分は日本の皇太子であると仰しやつても寛に具合が悪いのでございます。そこでさういふ狭い所で御窮屈にならぬことになつたのでございます。

◇陸上の御状態

陸上に御居でになりますと此の如く御窮屈なことは先づ御ありになります。併し非常に御忙しく御暮しになつたのでござります。尤も多少他の方面から見ましたら御窮屈はございました。それは日本程に御警戒はさう喧しくはございませんでしたけれども、併し向ふの人は相當な警戒はして居るなかへ、御隨意に彼方此方御歩きになるといふことが御出来にならなかつたやうな場合も澤山あつたのでござります。多數の立派な外國の方が御居でになる、午後は少しも御休みがなく、午前と同じやうな御務めを遊ばしまして、さうして御晚餐の前に僅に十五分が二十分間位しか御召換への時間がないことが度々あつたのでござります。晚餐の時には午餐の時よりもヨリ以上に有名な人又多數の人が居られます。さうして晚餐後は多くは夜會に移る譯でござります申す迄もなく日本の皇太子殿下が歐羅巴に御出でになりましたのは開闢以來始めてのことでござりますそれで自然夜會に召されて参ります者が其地方の名士といふ名士ばかりでござりますが、尠くも殿下に御握手位はして戴きたいといふ考を持ちますのは無理ならぬことであると思ひます、是は殿下が仰しやつたことではございませんが、社交界の事に慣れた人の話を聞きますといふと、握手も三人や五人のときは何でもあります、是が五百人、七百人、千人になりますと、翌朝になりますと手が腫れて痛く

で参ります人は度々十人以上を越したのでございます、隨分御氣の毒に感じました。又そればかりでございませぬ、朝御眼醒になりますと、御出ましになります。さうして晩に御歸りになります迄、すつと少しも御休みなく外國の接伴役が附いて居る、是は悪い意味に於てよくとも、殿下の御一舉御一動に對して實際を鵜の目鷹の目で觀察をして、日本の皇太子さんはどういふ御人であらう、どんなこさを爲されるだらうと、マア好奇心もありませうが、色々な點から皆見て居る。そこで殿下は朝から晩まで少しく御頭りの御休めになる御違がない、始終御精神が緊張し切つて在らせられたのでござります。是は隨分殿下に御疲勞を與へたこと、我々は信じて居ります。それで夜御歸りになりましても『殿下如何で居らつしやいますか、御疲れでは居らつしやいませぬか』といふ御尋ねしますと、時には『今日は實際草臥れたよ』と仰しやる。そんなことは平素は仰しやることはない。

といふのは馬鹿ちやないかとやられて仕舞ふ、外國人は社交の術は誠にえらい、又子供の自分から慣れて居りますからスラ～と挨拶が出て行つて、皆達つたことを言つて居りますが、日本人にはなか／＼我々臣下の者でもうまく行かない、我々は總てでは四五回歐羅巴を歩き廻り、又一つ所に居つたのでございますけれども、なか／＼西洋人のやうにうまく出ない、殊に殿下は宮中奥深く御居でになりました御相手など致します者も少ない、さういふことに全く御慣れにならない方で居らつしやいますから、此點に於て非常に御頭りを御使ひになりましたことは我々の想像以上であるのでござります。又夜會でもありますといふと、時には十一時か十二時かでなければ御切上げになることが出来ない、是も我々のやうな不規則な生活をして居る者から見れば大したこととはございませぬ、併し殿下は四月二十九日で満三十一歳に御爲りになりますのでございますが、既に二十年以上は午後九時頃には御風呂に這入つて御旅行

又斯ういふことがござります、外國の知名な人を御食事に御呼びになる、或は夜會に御出でになる、御食事の後色々な御方と御話があります。日本では殿下がこちらを御立ちになります前には、拜謁などがありますが、一人／＼殿下の御前に出て参りまして殿下と差向ひで御話をします、ですから圍りの人は何を御話しなつて居るか少しも分らない、甲から乙、丙から丙、誰に對しても『今日は誠に好い天氣になつた、温かくて結構だ、三月の今頃としては誠に氣候も穩かだ』といふやうなことを皆に同じやうなことを仰しやつても、誰にもちつとも分らぬ。所が外國に御出でになりますと、澤山な何百人或は千人位の人が集つて居る其中に御這入りになりますと、甲から乙と御話ををして御居でになる、さうして皆殿下の方に向つて居つて、何を御話になるだらう、さういふ態度をして御居でになるだらうと眼を向けて居る所で御話になる、其場合に甲から乙に同じやうなことを仰しやつたならば、何んだ日本の皇太子

寝みになる御習慣になつて居られる、朝は御早いのであります、充分なる就眠の時間を御取りになる斯ういふ方に十二時半も一時迄も御起きを願ふといふことは隨分御無理であつたと思ひます。併し殿下は是等を少しもいやな顔を遊ばさないで總て御やりになりましたと申しますのは、殿下は我々が御側に居りまして色々な事から肘度して見ますと、始終斯ういふ御考を持つて居らつしやるのでござります、御自分の御一舉御一動は御自分御自身の御名譽に關するばかりの問題でない、日本皇室の毀譽褒貶に關する、日本國家の毀譽褒貶に關する、それだから御自分は御氣を御付けにならなければならぬ。斯ういふ御觀念の下に是れ丈けのことを遊ばしましたのでございまして、御側に居りまして感慨無量でありますことは度々あつたのでござります。

元來殿下は御生れ付き非常に御強壯では居らつしやいませぬ、我々のやうな頑丈な御體質で居らつしやるのでございませぬけれども、幸にして此御旅行

中一度も御病氣を遊ばしませぬでした。一同も御豫定を遅らせになつたことはございませぬ。是は一方から申しますれば、俗に申します氣が張つて居つたといふやうな譯でございませう。又他方から申しますと、殿下は非常に御精神が元氣で居らつしやるからであると思ひます。御立ちになります前に、御附の醫師の専門家邊りの中には、殿下は歐羅巴にでも御出でになりまして必ず御病氣に御爲りになる、或は御弱くなつて御歸りになるといふことを申した人が一人ではございませぬ、幾人もあつたのでございますにも拘はらず、皆様が九月三日に御歸りになつた時に御覽になつた通り、其後も非常に御忙しく御暮しになりましたけれども、別に御風邪も御召しにならなかつたといふことは、是は御精神の御元氣の爲であると思ひます。ちよつと例を擧げて申しますと、埃及のカイロへ御出掛けに御立寄りになつたのでござります。埃及も段々獨立國に戻る譯でございますが、殿下が御出でになりました當時は英吉

状態であります。アレンヒー元帥も非常に心配をし、私も御心配申上げまして『殿下如何居らつしやいます』と御尋ね致しますと『イヤ斯ういふ』に遭ふのは是は實際千載一遇である、埃及に來て珍しい目に遭ふといふことは實際自分は嬉しいと言つて喜んで御居でになるので、アレンヒー元帥も非常に安心したやうでござります、實際沙漠の荒しの斯ういふいどいのは二十年此方なかつたさうでございます。御歸りに瑞西に御出になりますと、所謂紅海を御航海中でありますたが、もう既に二日の間甲板の上も百度内外であつたのでござります、日本も成程夏の熱い頃になりますと此邊でも百度を越ゆることもございませず、併し夜になれば寒暖計は普通程度迄下る、所が熱帶地方に参りますと夜になつても温度が下らないことがあるのでございます。二日ばかりの間晝夜打通じで百度内外の温度でありますたのですから、身體がすつかりだれて仕舞ひました。我々のやうにもう既に彼の邊を八回も航海を致

利からアレンヒー元帥が御出迎ひになつたのでございますが、此アレンヒー元帥の案内でピラミッドなどを御覽になり御出でになりました。御承知の通り埃及はリビヤの沙漠續いてサワラの大沙漠があるのでござります。それで丁度此ピラミッドやスウキンクスなどを御覽になつて居る間に沙漠の沙の颶風が起つたのでござります。非常に蒸し暑い風が沙漠の方から吹いて来る、丁度湯氣が一杯になつて居る風呂場に這入つたやうな感じがしたのでござります。それから沙漠の砂を飛ばして来る、砂を巻いて吹附ける、さうしてどの位砂が濃く降つたかと申しますと、東京邊りでは滅多に見ませぬが、或は日本では北海道の方、或は朝鮮、支那の方に行きますと見ますが、非常に濃い霧に會つた位に暗くなつて仕舞つたのでござります。所謂咫尺を辨せずといふやうな状況になりました。それに沙漠の細かい砂が飛んで来ますから、それが眼の中に這入つて堪らない、帽子は飛んで仕舞ふ、少しも歩けないやうなしましたが、それでも大分疲勞を感じたのでござります。所が殿下はそれは御疲れになつて居らつたらうと思ひますが、或日のこと土俵を造れと仰しやいまして、御自分で素裸に御爲りになつて、猿股を御穿きになつて、廻しを御付けになりますと、それから御始めになつた、所が此邊で角力と申しますと砂の土俵の上で取るといふやうに思はれるのでございますが、船の上にはそんな砂はございません、硬い甲板の上に柔道で使ふ刺子の布片を敷き、其上にズックの布片を敷いて網を土俵の代りに置きます、それが柔道でありますれば反動で轉んでも起きますから、そんなに痛くありませんが、そこに叩き付けられると我々でも痛い、所が又供奉員が御相手を致しますれば、殿下より二三貫目も、多いのは五六貫目も目方が重い、それで殿下は、「目方の重い者には叶はない」と仰しやるのですが、或程度迄はさうだと思ひます。さうして御機嫌を取るとか、或は御せじに負けるといふやうな、そんな意氣地のない者は

仕せにして居らなかつたのですから、そこで殿下は一日の中に何遍デッキの上に轉されたか分りませぬ。随分御痛がつたらうと思ひます。併し一門それに御懲りになりませぬで、殆ど四十日の間此角力を御續けになりました。到頭最後に印度支那のカマランに寄りまして、カムセージといふ伯爵の侍従が御出迎ひに出ました。其處を出まして或日のことカムセージ伯爵と角力を取りまして、殿下がいつ迄も角力を續けられますので、甘露寺君などは四五日でキュー／＼言つて居つたのでござります。此御健康體で御困難なる御旅行を無事に御済しになり、又此御健康體で御を今でも保つて御居でになると拜察して居るのでござります。

◇御孝心

話は大分横道に這入りましたが、艦隊は三日にして京濱を出て直ぐに葉山の沖に出まして、あすこから最後の御敬禮を兩陛下に對して遊ばしましたのでござります。

うちして十二時半頃に御歸りになつて、一時迄も一時半迄も御通信を御書きになりましたことは、御側の者が度々感涙に咽んだ譯でござります。それで私なぞ歐羅巴に参りますと隨分忙しいことがござります爲めに、ツイ急けて居りまして、母の許にも、自分の家族に通信をしなかつたことがございますが、あいふことを親しく拜見致しますと實際耻かしく感じましたやうな次第でござります。又殿下が兩陛下への御士産を御召しになることを拜見したことがござります。日本ではあいふことは御しつけになりませぬが、倫敦、巴里邊りでは店先へ御自身で御出でになりますから、誰が來たのか向ふでは知らない折か何か御被りになつて、供奉員も皆同じやうな服装でありますから、誰が來たのか向ふでは知らない

或時巴里で寶石屋に御供をしたことなどがござりますから、非常に澤山の材料を持つて居るのでございま

ざいます。殿下の非常に御孝心深く、居らせられますことは其後も度々拜祭致しましたのでござります。申しますのは殿下は能く兩陛下の御話を遊ばします、それで御頭りに兩陛下の事を御考へにならなければ、あいふ風に御話は出ないと思ひましたことが度々ございます。又到る處で殿下は兩陛下に御手紙を御書にはなりました。是も三日、四日も御碇泊になる港からでござりますならば、さう大した御苦心ではなかつたらうと思ひますが、歐羅巴の陸上に御居でになりました、さうしたあちらこちらに毎に移つて御歩きになりますが、而も朝は五時過には御眼覺めになつて、晩は十二時半迄も全く一分間の御猶豫もなしに御活動になつた後でござりますから、其後で御手紙を御書きになるといふことになります。假令十分の時間でも、十五分の時間でも、非常な御努力であつたことを拜察したのでござります。時には先程甲上げましたやうに、二十年來始終毎日御風呂を御召しになる、此風呂も御止めになり、さす。御前に持つて参りましたものは殆ど何百といふ位あつたのでござります、其中から是は皇后陛下に御似合ひになるだらうとか、或は是は陛下が御好きだらうとか仰しやつて、澤山の中から御選りになる其御態度といふものは實に畏れ多い話でござりますが御感心申すより外なかつたのでござります。供奉員邊りにも色々そに對する意見を御求めになつて、さうして御買上げになりましたのを陛下に御献上になりました頸飾二つでござりますから、陛下が御喜びになりましたのは私が申す迄もないことであると思ふのでござります。又或時佛蘭西の戰場を御歩きになりました、さうした夜十一時半頃に巴里の御宿に御歸りになりました。さう致しまして十二時ちょうど前でございましたが、供奉員を御召しになりましたとして、さうして皇后陛下の爲めに祝杯を御擧げになつたのでござります。此日は丁度皇后陛下の御誕辰に相當致しましたのです。晝の間、夕方迄は外國の接伴員が御附きして居りまして、さうして全く外に

御出ましで御歩きになつたのでございましたから、御隙きがありませぬでしたので、夜中になつて始め、それを御やりになる御機會があつたのでございました。其最初の機會を利用致しまして、さうして皇后陛下の御健康を御祝になりました。斯ういふ風に朝てから晩迄御自分の爲めばかりでなく、皇室の爲め、國家の爲めに御活動になつたのでありますから、ちよつと考へますと此日は陛下の爲めに御祝杯を御舉げにならなくても宜しいのでございますが、又非常に御疲れになつて居らつしやるにも拘らず、斯様に遊ばされましたのは我々國民總てが模範と致さなければならぬことであると感じたのでございました。本意の御詔もござりません。

◇御仁愛

香港、新嘉坡に御滞在中、殿下は在留民の多數を鹿島の艦上に司令長官をして召されたのでございました。さうして立食の饗食などをさせられまして、殿

されて居らしつたことがあります。又ロイドジョージの所の墓参に御出でになりました時に、ロイドジョージの孫を御可愛がりになつて居る寫真も活動寫眞で御覽になつたこと、思ひます。又エヂンバラの病院の廊下で籠のやうな寢臺に子供が寝て居る側を御通りになりまして、それを御可愛がりになつたやうなことも活動寫眞に出て居ります。日本に御歸りになりました後、早速全國の青年團がこちらに集つて御歓迎を致しましたのに對して、宮城に之を召され、さうして拜謁がありましたことが、或は東京市の青年團の歓迎を日比谷で親しく御受けになつて、令旨を賜つたとかいふやうな色々なことがござります。斯ういふことが色々な所で發露した譯でござります。又在留民に破格の御取扱ひをなされましたのは、是は殿下が日本の海外發展といふことに非常に重きを置いて居らつしやいます證據でござります。斯ういふ風な御滞在中の御行動は日本の在留

下も其席に親しく御來臨になり、御餘興なども居留民と一緒になつて御覽になりました。又在留民の主なる者は特別に御召しになりましたのでござります。又日本人の小學校がござります。其小學校の生徒を御召しになりました。さうしてそれに特別に拜謁を賜はり、又日本から御持ちになりました御菓子なども生徒に賜はつたのでござります。それで此御菓子などは或は我々が戴くべきものであつたかも知れないと思ひます。併し我々少しも遺憾に思ひませぬといふのは、子供が非常に喜んだのでござります。一體殿下は少年青年に非常に御同情又御趣味を有つて居らつしやる、到る處で此御考は現はれて居るのでござります。例へば歐羅巴に於ても何處も少年團を御閲覧になつたのでござります。或はエヂンバラの少年團を御閲覧になりました時に、六つ位の小さい子供が御前へ召されまして、何か殿下がニ〜ニ〜御笑ひになりながら、御手を御出しになつて御握手を爲民に非常なる感動を與へましたのでござります。而つて艦隊が香港、新嘉坡を出港致します時の彼等の御送りの熱誠さ加減といふものは、是は實際筆舌に盡し難いやうなものでございました。成程艦隊が這入りました時にも、既に小蒸氣、モーターボートに乗りました時にも、さうして國旗を持つて參りまして、之を振りながら萬歳を唱へ、なか／＼盛な歓迎であつたのでござります。併し艦隊が出ます時の有様といふものは、實に我々でも涙の垂れるやうに感じる模様であつたのでござります。それで澤山の小蒸氣、モーターボートに一杯に日本人が乗りまして、さうして手に／＼皆國旗を持つて、艦隊の側に列んで進んで来る。或は追つて進んで来る、さうして萬歳を唱へる、艦隊が段々速力を増しまして、此小さい船が仕舞ひには追ひ付けなくなつた。さうするといふと此小蒸氣邊りは罐の前で火夫が非常に熱心に石炭を炊いて居るのは手に取るやうに見える、といふものは眞黒な煙を出して、其處等近所を眞黒にして、

さうして追ひ縋つて来る、其有様の感じといふものは丁度御母さんが可愛い子供を家に残して外に出ます時に、子供が御母さんに追ひ縋るのと同じやうなことであつたのでござります。私共海外に出ましたことが度々でございまして、到る處で在留民或は土地の官憲の熱心なる歓迎を受け、又見送りも受けたのでございますが、今度のやうな場合に遭つたことは嘗てございません。又斯ういふ風に感動したことでも嘗てないのでございます。

續いて四月の一日でございましたが、艦隊を哥倫母を出まして、一番長い航海でありました所の印度洋で船の釜のある所、機械のある所を御覽になりたいといふ意志を御発表になつたのでござります。対する印度洋の航海に掛つたのでござります。それで殿下は丁度其處へ行らつしやる少し前に御航海の中一番熱い所で船の釜のある所、機械のある所を御覽になりたいといふ風にして釜前或は機械室で兵員が働いて居るかしやいました。其時の温度は華氏の寒暖計で百三十度でござります。是は軍艦の機關室では能くある温度ではございませんけれども、船の人以外には知らぬい温度でござります。殿下が斯ういふ所に迄御出で下さいまして、兵員ばかりではありませぬ、其處には將校も勤務して居るのでござります。是等の勞苦を御察し下さるといふことは艦隊の士氣を揚げる上に於てどの位効果があつたか分らぬのでござりますそれは機關室ばかりでなく、釜室も御覽になりまして、さうして御上りになつたのでござります。是なども殿下が非常に總ての事に御同情深く御慈悲のことの一つでございますが、殊に四月の十五日に艦隊は愈紅海を縦断致しまして、蘇士に着きますといふと、永年御奉公して居りました高田といふ侍醫が、そこで船から別れるの己むを得ざるに至つたのであります。高田君は日本を出ます時に既に病氣であつたのでございますが、併し御渡航の都合上病ひを推して、自分でもさう重いとは思つて居なかつたから

が、不幸にして哥倫母を出まして數日の後に印度洋の真中で鹿島に續いて香取に變災が起りまして、詰め釜の管が破裂をしたのでござります。其爲めに五六名の者が殉難を致しました。サアさうなつて来ますと、殿下が釜室などに御這入りなさるといふことは対に危険のやうに思はれたのでござります。我々のやうな海上に居るのを主として居ります者には日本海軍始つてからることでございまして、又二度と再び斯ういふことがあることは信じられなかつたのでござります。原因も能く分つて居ります。又釜の管が破裂した原因も分つて居り、殉難したことも分つたのでござりますが、他の供奉員が心配したのは無理ないのでござります。そこで殿下がさういふ所に御出でになりますことに付て議論があつたのでございま事。それにも拘はらず殿下は第一の機關室に御居でになりました、仕業服を召して、小倉で作りました上着も下着も皆同じやうな服でございます。之を御召しにならまとして、さうして機關室に行らつ病ひを推して参りましたのでござります。古倫母を出ます時に非常な重態になりまして、日本に歸らなければ途中で或は不幸を見るやうなことがあります。ないかといふ有様になつたのでありますから、茲に船を下りました。さうして彼は汽車に乗つて蘇士から出ます所の静岡丸に便乗して日本に歸つたのでござります。それで静岡丸はエフエス水道から蘇士一度参りました、それから鹿島の通りまじた道を行きました。それで静岡丸はエフエス水道から蘇士に本に歸つて來ました。殿下降は高田君の乗つて居りましました羽日、詰り四月十六日に蘇士の運河に這入りました。北の方ボーッスイスに向つて進みました。運河の中央に在る湖に参りますと、先の方から静岡丸がやつて來ました。殿下降は高田君の乗つて居ります。船が参りますことを御存じになりまして、態々艦橋の上に御上りになり、高田君は又御召艦に會ふの聞きました。船橋より又其上に上りました。殆ど寝み切りであつた人でありますのが病ひを推して高い所迄上つたのでござります。さうして御召艦と摺

れ違ひます時に恭々しく最後の敬禮を殿下に對して、思つて居らなかつたのでせう）私は丁度殿下の御側に居りましたのでございます。（自分は是が最後の敬禮とは親しく御答禮になりました。殿下はそれに對しては御訣を溜めて居らしつたやうに自分は御側で拜しましたのでござります。殿下は非常に元來が慈しみ深く居らつしやるのでございます。それで御旅行中も度々さういふことがございましたが、是は私ばかり拜見したのであります。殿下降は非常に元來が慈しみ深くに在つたのでございます。

巴里に御居でになりました時に、私は殿下が羅馬法王と御會見になる御都合でありましたので、それの準備の爲めに十日ばかり早く殿下の御側を去りましたして、巴里から羅馬に汽車で参りました。殿下はそれから數日後御立ちになりまして、海路で御出でになつたのが僅か十日ばかりのこととござります。御暇乞に上りますと、如何にも名残り惜いといふ御態ませぬが、此頃の人心はさういふことを警察に願ひ出しても警察が勝手にそれはいけないとか良いとかいふことを指令することが出来ないやうな状況になつて居ります。そこで高輪の警察は御殿へ伺ひをした、所が又御側の者も勝手にさういふことを取計ふことが出来ないので、殿下に御伺ひした。或晚の午後の九時頃でございまして、殿下は御風呂に御召しになる時をあつたのでござります。所が殿下は『宜しい、折角やるといふならそれはやらしたら宜いだらう、門を開けて内へ入れてやれ』と仰せになつたさう仰せになつたから無論警察でも許して提灯行列をやることになりました。所が殿下は御風呂を御召しになるのを御召しにならない、そこで御側の者が立入つた御尋ねをしたのであります（殿下、御風呂になせ御召しになりませぬか）と強々で御尋ねした所が『提灯行列が来るから駆入らない』と仰しやる。『提灯行列は只今御許しになりましたので、是が參ります迄は一時間や一時間半の間はございません。

度を遊ばすのでござります。是は決して態ざと遊ばすのではございません、さうしてそれは私丈けに遊ぶ風で居らつしやる。又其後オーブルスといふ所で船で歸つて参りますと、非常に御喜びになる。つい此間中も丁度三日ばかり風邪の爲めに寝みまして今度癒りまして上りますといふと、非常に御喜びになるのでござります。病氣はどうかといふことを御尋ねになる。それは實に一言にして盡せば非常に善い方で居らつしやるのでございます。

更に具體的の例を擧げて申しきすれば、殿下が日本へ御歸着になりました當夜、皆さん御記憶でも居らつしやいませうが、東京の市民が大々的の提灯行列を致したのでござます。所が或團體が此提灯行列に参加し損つて仕舞つた。そこで殿下が日光へ居らしやいまして御歸りになつてから後で提灯行列をしたいといふことを警察の方から願ひ出したさうであります。所が餘りに大きな聲では言へないかも知れ其間御風呂に御這入りになつては如何でござりますか』と申上げると、這入らないと仰しやる。それはどういふ譯かと伺ひました所が『自分は一人であるからいつでも湯に這入れる、併し此提灯行列の者は何百人かや或は自分が今湯に這入つた後で来るかも知れない、萬一彼等が自分の湯に這入つて居る所に來たらばどうする、自分一人の都合の爲めに何百人の者を三分でも五分でも待たせるといふことは寔に遺憾ではないか』と仰しやつて、到頭十一時頃迄御待たせしたといふ話であります。さういふ方で居らせられますので、是なごは此間も小菅の監獄で在監の人の爲めに話をしましたが、皆非常に喜んだやうな譯であります。彼等の中には隨分皇室のことなどを誤解をしまして、間違つた考をそれに對して持つて居るやうであります。斯ういふ話は多少御参考になりますはしないかと思つて脇道に這入りました譯でござります。

◇ 規則や法律に細心の御注意

其後は四月三十日には殿下はジブラルタルに御出でになりました。爰でも熱誠なる歓迎を受けました。が、爰では亞米利加の司令長官が御出でになつて居りまして、御歓迎を申しましたが、長官は殿下を親しく御船に御案内しまして、あれ以上に盛大なる儀式はないといふ位にして殿下を御迎へしたのでござります。又大統領から數々の御傳言もありましたので、殿下は非常に御喜びになりました。其の日午後はジブラルタルの港外で競馬がありました。茲に總督が殿下を御案内する、亞米利加の長官も御供をして居りました。供奉員も皆御供をして参りましたが、競馬が始りますと亞米利加の長官は紙に番号を付けましたを造りまして、殿下の御前へ帽子の中に入れて持つて来まして、殿下之を一つ御取りを願ひますと申上げたのであります。殿下は何事が始まるか分らないのでございましたが、折角其紙片を取つ加の長官は返して呉れど仰せになつた。所が時事新報の通信員か何かと間違ひまして、東京に電報をやりまして、東宮殿下がジブラルタルに於て賭を遊ばすといふやうな事を大きな字で書いた。五月の二三日頃の新聞に出て居る、サア當局の人が心配をしたりまして日本では競馬に金を賭けることは出来ない、外の國では何處でも許して居る、其競馬に金を賭けることの善し惡しは兎に角としまして、外國で許して居らからと云つて禁じてある所の日本の皇太子殿下が假合外國でも御やりになるといふ事は實際良くないと思配されたのも無理はないと思ひます。併し殿下はどうしてそれを當局の人が心配するどころではありますぬ、それ以上にさういふことを注意をして居らつしやる、それから後でも例があつたのでございます、例へば巴里でも競馬に御出になりました。それは大統領が案内して御出でになつたのでございま、巴里の近在に四つばかり大きな競馬場があります。其中でも大きいのはロシアアブの競馬と申しまして

て呉れといふのですから一つ御取りになつて、あと残りは艦隊の一人が戴いたのでござります。競馬が済みますと、どういふ御廻り合せでありましたか、殿下の紙にある番號の馬が勝つた、そこで長官は六片の金貨（一片は日本の十錢銀貨、値段で十六七錢致して居ります）を出ししまして、殿下の御手許へ持つて参りました。一體競馬では賭を致しまして勝ちますと金を儲けるのでござりますから、之を殿下に差上げますと申上げました所が、殿下は今日迄金を御貰ひになつたことはない、餘程御困りになつたやうでござります。御取りになつて良いか悪いか分らない、併し亞米利加の長官がしつこくやつて居るから到頭御取りになつた。亞米利加の長官は俗に所謂標榜な人であります、變つたことをして殿下を御笑はせ申さうといふのが目的であつた。それはいつもまでもしつこく申上げて殿下が御困りになつて居ましたが、それを御取りになりまして、後ろに居た小栗第三艦隊司令官に御渡しになつた。後で亞米利爰で六月中位に競馬をしますが、茲には南亞米利加邊りからも競馬を見に来るといふやうな盛な所であります、それで六月の末の日曜日であつたと思ひますが、大きな賞金を賭ける、それで競馬が終るのであるが、其時邊りは大變な人で、始ど巴里中の社交界の人で行かない人はない位そこで流行を競ふ其流行の世界に擴がる譯であります。それは皆亞米利加人の金持が行つて居る、私共の泊つて居つた所に一緒には泊つた三百人ばかりの者はさういふ連中であります。それは氣候の好い時でありますから見物もして歩くのでござります。その位有力でありますかといふと講和會議に一昨年參つて居りました歐羅巴人で靴下を穿かない者が巴里の街で見出した、之を風紀紊亂であるといふので、新聞社が攻撃したのであります、是は幾日かで止つて仕舞つたが、さういふ所であるのに競馬内に行つて或社交界の奥さんが自動車の内で靴下を脱いで居つた、それを或人が見て居つて、あゝいふ社交界の奥さんが靴下を脱いで居

るは今年の流行に違ひないといふので、それが流行になつた位、其處に大統領の案内で御出でになつた所が皆見物人は賭をして居る、それを兩殿下丈けは賭をどうしても遊ばさないといふので、西洋人は非常に不思議に思つて、なぜ日本の皇族さんは賭をしないかと云つて無暗に供奉員の人間に聞かれるので、供奉員も閉口して仕舞つたといふ證據もあるのでござります。是なごは殿下が非常に規則や法律といふものを細心に御守りになるといふ話もあるのです。

同じ例は澤山あります、例へば軍艦の内では色々喧ましい規則があります、それは何時から何時迄は煙草を吸つていけないとか、何時から何時迄は大きな聲をしてはいけないと、ランプを點けてはいけないと、蠟燭を點けないとかいふ非常に喧しい規則があるのでござります。殿下は之を克く御守りになつた、或時上甲板の所で激しく御運動を遊ばして

「」と申上げた、さうすると殿下は『おれが二十歳になどないのをもう忘れたのかい』と仰しやつたのには閉口したのでござります。私自分としまして兵學校に入學しましてから煙草を止めて居るのでございますが、成程考へて見ますと日本では満二十歳迄は煙草を飲んではいけないといふ法律がある。之を殿御用紙が御用紙になつて、「山本水を持って來い」と下が守つて居らしやる、或時山口で講演をした時であると思ひますが、丁度二千五百人ばかりの聽衆がありまして、私の正面に千名位の中學校の生徒が居りました、其生徒の前で其話をしまして、自分が中學校に這入つた時分のことを考へると諸君の中には便所の中位で煙草を吸ふ者があるだらうといふことを話した。さうすると赤い顔をする者がある、頭を搔く者がありました。そこで私が言ひました、

殿御用紙が御用紙になつて、「山本水を持って來い」と下でさへも細かい所迄さういふことを御守りになるのである。實際實踐躬行して居らしやる、それを諸君がつまらない自分の情慾を満たす爲めに煙草を飲むなどとは實に馬鹿氣なことである。そんな

仰しやるので、下で平野水を明けて持つて参りました、所が平野水をコップに御注がせになつたが、そこで御考へになつた、軍艦の上甲板で水を飲んで善いか悪いかを御心配になつた、殿下が上甲板で水を御飲りになつた所が、御酒でも召上つたらば少し具合が悪いか知りませぬが、水を召上るのは間違ひありませんが、外の人が飲んだ所が問題にならぬ所であります、殿御用紙が御用紙になつて、「山本水を持って來い」と下は其位細かい所まで御注意になるのでござります。殿御用紙が御用紙になつて、「山本水を持って來い」と下は煙草も召上らない、酒も召上らないのでござります。是は私自分が御伺ひをしまして大に失態を演じた失敗話でござりますが、御時『殿下はなぜ御酒を召上りませぬ』と話をして居ります時に御尋ねしました所が、仰しやるには『自分が五つであつたか、六つであつたか覚えぬが、御附の者から白酒を飲まされたことがある、それが少し飲み過ぎて大變苦しかつた、だからあゝいふ苦しいものは以來一切飲まぬことに仕舞つた』能く分りませんでござります、それなら煙草はなぜ召上りませぬしてござります。

ことをして國家の秩序を紊すやうなことをして貰ひたくない、爾今止めて貰ひたいと言つたので、あとで中學校の校長に禮を言はれました。此話を此間小音の監獄で致しました所が、囚徒の中には大分規則を守るといふことを感じて呉れた人もあつたと見えて、自分に手紙を寄越して呉れた人もあつたのでござります。

御挨拶

今般渡歐に付き拜趨御告別可申上答の處餘日無之不本意の段不惡御諒承被下威度候尙出發の節は態々御見送り被下難有御厚情奉謝候

敬具

六月十日

河邊湛然

攝政宮殿下の御外遊に就て

社会問題に御造詣深き

伏見若宮殿下の巣鴨監獄御視察

山内司法次官以下御案内 —

社会問題に關して御造詣深き伏見宮博恭王殿下は先に内務省に御臺臨遊ばされ内務行政殊に社會的施設につき詳細なる御視察あり、かの指紋法につきても興味深く思召されたるやうに拜聞したが、今回東京府下巣鴨監獄を御視察遊ばされたことは、實に前代未聞とも云ふべき事實である。

本月十二日同宮附武官本宿中佐は突然司法省に出頭して宮殿下の御意思を傳達されたところ司法當局は意外の光榮に感謝して翌十三日巣鴨監獄御視察のことに行合をしたのであつた。かくして同日の午後殿下には本宿中佐、其他山内司法次官、山岡行刑局長、辻書記官、芥川衛生官を從へさせられ、大月典

従事する行刑官を遇するには相當の待遇を以てしなければならぬので、之に對して銳意方策を講じてゐる旨を具申し、次いで大月典獄は豫め用意せる統計表により、巣鴨監獄の沿革、最近十年間の在監者消長、同監職員の員數及其俸給類、再入監者の歩合、監獄製作收入高、諸官衛學校等作業委託品調、及釋放者保護の状態につき委細御説明申上げた。

後典獄の御案内にて第一工場より第八工場、未成年工場、成年監房及未成年監房、教育場、衛生研究室、病監。製作品陳列場等順次御覽に入れたのであるが、御小憩の後改めて委任待遇上の職員に拜謁を賜ひ、別室に陳列される前代の刑具、俗耳に残りし五右衛門の釜等興味深げに御覧せられ、典獄より献上せる同監特製の綠茶一袋を御嘉納の後御機嫌御麗はしく御歸還遊ばされた。

よつて直に在監者一同を教誨堂に集めて、典獄及

教誨師より莊重な口調にて宮殿下の御臺臨との光榮を紀念に今日只今改心して良民にかへれと諭示す

食糧の奨善費、囚人の衛生状態につきお言がありましたことや、教説の施設につき、教諭師及宗教の點を細々と御下問なされたのに對し、勿論憲法の示す通り信教の自由を保つてあります。教諭師は現今のところ東四雨水願寺より派遣せられたる熱誠なる僧侶の手によりて行はれてゐる旨を奉答いたしました。そして又般下は囚人の作業状態を御覽になつて、彼等が出監の際携帶する作業費與金はどの位になるのか、あんなに熱心に働けるのに何うしても又失敗するのだと、社會に出てもあの調子で働いたなら再犯に陥るやうなことはあるまいに」との有難い仰せを下されました。

が、それに對しては多いものは七八百圓位から百圓内外の賞與金を持つて出来るものもありますが、彼等に克己自制の念か乏しいのを、釋放後に於ける社會民衆の排斥に遭つて、遂に再び入監の浮遇を見るものが多いことを言上いたします。いさゝか同情に満ちたお言を賜はりました。その他監獄官吏、殊にその下級官吏の境遇について一種々仔細に御尋問に相成り、その俸給、學力、教養の方法等微細なる點にまで奉答をいたしました。

かくて大月典獄は一段と聲を勵まして曰く「我々司獄官はその職務の重大にして困難の度厚きにも拘はらず、社會からは兎角牢番などと云つて卑下された傾きがありました。しかもかゝる傾向を物させず、一意専心よくその天職を續けてゐるお蔭で、今日の光榮に浴する」と云ふ出来ました。これで私共の本懐は達せられ

士 博 言 博

レフレンダム (referendum)

一般投票を云ふ語を宛ててゐる。労働問題が喧傳されるやうになつてから吾々の耳にこの語が聞かされることが多くなつた譯であるが、一つの耳はど村の熊度を決定するのに村中寄合をして決めるやうなもので獨逸や露西亞ではよくやる。又労働運動の際にストライキをやるべきかどうかを要求條件の大體等について委員などで決定して了ま

る。勞働問題が喧傳されるやうになつてから吾々の耳にこの語が聞かされることが多くなつた譯であるが、一つの耳はど村の熊度を決定するのに村中寄合をして決めるやうなもので獨逸や露西亞ではよくやる。又労働運動の際にストライキをやるべきかどうかを要求條件の大體等について委員などで決定して了ま

▽

生存権

經濟上の三つの権利として存権、労働権、労果全取権が數種ある。

も米國でも此方法によつてひそり政治問題ばかりでなく種々の問題を直接一般の意向によつて決定する方法を云ふのである。英國でも此方法によつてひそり選舉をば違ふのである。

たと見て差支はありますまい。實に宮様が監獄に御台臨ばされただなごは、歴史上でも稀有な事実でありまして、私共實に感激に堪えません。畏多いこながら殿下的御台臨が在監囚人の心情に好影響を及ぼしたことは云ふ迄もなく、職員が何かにその職務執行上緊張味を出だしたかは、言葉で申上げる以上であります。しかし何分にも急なことでありますので、充分な準備が出来なかつたこそこそ場所柄設備の上に遺憾な點の多かつたことはたゞ「恐懼の外はありません」。

記者はこの典獄の言葉に更につけ加へたい。今や行刑問題は單なる机上の問題でもなく、又一部専門家の獨占すべきものでもない、社會は舉つてこの重大なる事業の遂行に對して其効努力すべきである。

此時に際して高貴の御身にして、動もすれば社會の表面に出でざる此行刑施設に對して、專制家をも凌ぐべき御研究を續けられた。其實際につき巨細の御視察を遊ばされたる殿下的御行動が社會をして斯業の上に眼を開かしむべき一大警鐘となつたことを指摘したい。(一記者)

にして生きる権利がある。勿論生きてゆくためには働くかねばならぬが、社會は彼に對して労働を與へ、パンを與へねばならない。人は食つて生きてゆく。権利を大に主張し、個々に之に對して差別的な態度があれば、それが思想が張り現代の或る部分を支配してゐることは争はれない事實である。それは矛盾のやうであるが、現代人が享樂を追ひ物質然を求むれば求むるほどかうした嚴肅な精神的な淨化の思想が流れるのは少しでも思想史案をなすのは合點のゆくところである。徒らに享樂を求めたさて人間慾に限りのない以十満足することはない。人間の本當に求むるところは精神的なものである。淨化された生活こそ理想である。さう云ふやうに云ふのである。

ワーベビー(War baby)

一日に云はゞ私生兒即父なし

▽

リント(Lynch)國家が定めた刑罰でなく私的報復の爲に懲罰を科することを云ふのである。私刑と云つての米國の白人が黒人に對してやる蓄的な刑がある。常に文明の道徳だのと云ふ人種にはよくかうした矛盾がある。黒人が白人婦人を侮辱したとか云つては天下の公理にそむくものとして、破滅せられねばならぬと主張してゐる。

中間内閣

法治國では内閣が總辭職をす

る時にはその反對黨の首領を總理に推薦して城を開渡すことをなつてゐるが、我國などではさうはうまく行かず、その結果として娘や母の姉妹が生じた。かくして生れた子供をワーベビー即戰爭によつて出来た子供と云ふのである。これは各國と同様な慣習である。そして國際會議の問題に上つたのである。

▽

▼

行 刑 危 言

奈 加 川 生

目 次

- 一、文學に現はれた二三の犯罪觀
- A フリードリッヒ・シーレルの「罪人」
- B ハインリッヒ・クライスの「コールハース」
- C 萩池寛氏の「或る抗議書」
- D ドストエフスキイの「罪と罰」
- E ゲイクトル・ユゴーの「レミゼラブル」

二、犯罪の發生

- 三、刑罰の効用
- 四、取締法の着彈距離
- 五、餘論

曾て私も未だ角帽を被つて居た頃、日中野の監獄に丁典獄を訊ねて親しく司獄の感想を聞き、且つ自から此我國最新式と云はれ

る監獄の中も見て置いたことがある。其後私は斯を別々感想下

充ちた一文を草してT氏に宛てて送ったことがあつた。其中には隨分T氏自身若しくは監獄設備等に關して猛烈な不滿乃至は非難もあつた。併し斯道に就いて忠實な氏はわざ／＼其愚見を本誌に載せて一參看者の感想を興せられたのであつた。其事は約一年も経つてから私が一夕宴席でT氏に逢つた時初めて知つた譯だつた。歸宅後早速調べて見たら成程載つて居す。而もT氏の丁寧な紹介まで付いて居たので少なからず恐縮した。併し氏も其所で斷つて居られる通り幾分の訂正が施されてあつたし、又私の考へ方も根本は少しも變つて居ないが、その行き方を變へた様に點もあるので今日の此機會を利用して一つ腹一杯の考へを残らず列べ立てゝ見よう。決心するに至つた次第である。述べる所の粗雑な筆になるは固より私の不敏が致す所であるが、一を説いて十に及ばざる底の管見的妄言に至つては本稿が危言と題せられる所以である。蓋し危言とは十全ではないが、一全を期した言である。算術ど同語さに八十點を取る者ではなく算術は零點でも國語に百點を得るものである——少なくも得んことを期るものである。斯うした心算りで書いた此素人論が監獄學に關しては専門的である讀者にまつて幾分たりとも他山の石となり、千金の巨革となれば私の喜びは之に過ぎないのである。

夜寝るまで吾々が眞に論理的に活動する行為が果してどれだけあるだらう。吾々の生活は正しく其大部分を感情に歸せしめねばならぬと思ふ。一口で云へば生活は人間性の活動、其ものである。意思も情欲も、感情は更に大きな役を演じて居ると言はれよう。従つて吾々人間生活上の現象を研究するものは先づ概念的演繹方法を排して歸納的な人間性の洞察をしなければならない譯である。

斯うした考へから私は自分の犯罪論の筆を起すに當つて先づ文學者は人間性を取扱ふこと其物を以て全職務とするものであるから、吾々に向つて啓示する所極めて多いことを知るからである。之を稱して迂遠なりと嘲ることなく、暫く人間性のアリケートな躍動が如何にして犯罪となるかを解説して貰いたい。

A シルレルの「罪人」

是は言ふ迄もなく彼の傑作「名譽を失つたが爲めに罪を犯せる人」 Friedrich Schiller, Der Verbrecher des verlorener Ehre のことである。數年前誰かト邦語に翻譯して賣り出したと言ふ事を聞いたが私は別ではなく、其大部分を人間的感情に發せしめて居る。朝起きてから吾々人間が決して倫理學の教へる様な思意考量の法則を踏んで生活するものではないからではあるまい。即ちそれ等原因たる可き情の中に入ると共に人に間は其天性の思考法則を忘れて淺薄な人間的矛盾を犯すが故ではあるまい。

實際吾々は平常一層の本を買ふにも論理的に意思を決定するものではなく、其大部分を人間的感情に發せしめて居る。朝起きてからではなく、其大部分を人間的感情に發せしめて居る。朝起きてから

で非常に感銘したものだつた。恐らく私の一生中に讀む本であれだけの感銘を與へるものは決して多くないと思ひて居る程で、當時に於ても私は其感銘に馳られて全篇を翻譯したものだつた。

實は此小説の紹介だけでも充分私の言はんとする所は説明し盡されて居ると思ふのであるが、尙議論を細かに且廣く發展せしめる爲め他の二三の例を加へた譯である。ユーゴーの「ミゼラブル」やドストエフスキイの「罪と罰」の如きは餘りに著名であるから殆んど略しても宜いのだが著名なだけに極く簡単な紹介だけはしておかねばならないとも思ふから附加することにした。

シルレルは表題の下に「實譚」*die wahre geschichte*と註を加へて居る程で最も卒直に話の経過を書いて居る。其彼の態度は話へ入るに當つて彼が次の様に断つて居るのを見ても明かである。

「是から私の書かうと云ふ犯罪者は果して世間の寛恕してやらねばならなかつたものだらうか。又彼は

實際國家の保護から見捨てられてしまつて居たかど
うか——是等に就いては私は今何も讀者に向つて豫め言ふ事を止めよう。彼はもう死んでしまつて居ていくら今から宥してやつて見ても彼には何の益もない事なんだから。——唯彼の罪悪を解剖して見せる事云ふ事は(彼自身には何にもならなくて)何等か吾人人類に教ゆるものがあるだらうと思ふ——否や恐らくは判官さへもが、大いに教へられることだらう。」

梗概

此小説の主人公であるウオルフと云ふ男は幼なくして父を失ひ母と二人で痴遠の片田舎にある小さな駅で小さな旅宿を營んで居た。店は一向はやらないといつも閑散であつた従つて家計も豊かな筈はなかつた。

小学校へ通ふ時分から町の悪戯小僧達を集めて女をからかつたりなんかする事を覚えた。彼は性質は馬鹿ではないが、體は小さく髪は縮れて且つ極めて不愉快な黒色を呈して居り、鼻は禿子鼻で唇は唯さへ不格好のが幼時馬に蹴られてから一層上方へめぐり上つて實に不禮儀を極め如何なる女も遠くから彼を見て道を咎めざる者はない云ふ有様であつた。

時、彼は種々其財源の探知に磨心し、遂に夫れが密讃であることを知るに及んで、之を告發し、ウオルフは現状に於て有無を言はず逮捕されたのであつた。

併し此時には幸にもウオルフはわずか許りの全財産を提供して其罪の償をつけたので牢獄へ入る必要もなかつたが、其後勝ち誇つたローベルトがヨハネスを獨占して居るのを見るとまもなく嫉妬され、彼は再び密讃を繰り返へすに至つたが、此時ローベルトも亦再び彼を告發することを怠らなかつたので、彼は遂に獄に投げられるに至つたのである。

獄程に呻吟する間、彼の情慾と反抗心とは愈々高められた。夫れ金のない爲めに折角の此乙女を永久に手離さねばならぬと云ふ事は到底彼にまつて堪え得ざる所であつたらう。斯くて彼が落ちて行った先きは即ち國主の私有林に於ける密讃であつた。今彼は毎日恐るゝ密讃を企てゝは其收穫をヨハネスの前に捧げて遂には彼女の熱い情を獻るに至つたのであつたが、並にローベルト云ふ謂はば彼にまつての懲仇さも云ふ可き林務官の手下の獵師が居た。彼は次第にウオルフかヨハネスの歎きを自分から奪ひ去るゝことを知り、而も其原因が貧乏なウオルフの贈物に在ることを知つた。

判官は法典の中は覗いたが併し彼の心持は覗かなかつた。而し彼は三犯なるの故を以て背中へ綱首臺の焼印を烙かれて三年の勞役を牢獄に働くなければならないことを知つた。

行刑危言

夫れでも三年はどうやら終つた。併し彼の生活は全く變つて居た。彼自身が後日語つた言葉に依る。

人間に與する一切のものに對して、心の底から呪詛を抱かざるを得なくなつて來たのだつた」

い或るものを見は抱いて居た。又俺の自尊心も屢々自分の無分別を
責めたが併し俺の入れられた監獄で一緒に居た連中は——夫れも
は二人の殺人犯を初めて何れも有名な泥棒や無賴漢許り合計二十三人
だつたが——俺が神様のことを言つたりするさ、遂に神様を罵詈して
當時の俺なそは到底聞いて居れない様な淫靡冒瀆の唄を聞かせたもの
のだった。本當に淫亂さ格闘の日が明けては暮れて行くのみで、俺
はいつも避ひ隠れて居たのだったが、勞役が如何にも過酷なことを牢
番が餘りに横暴なさで、俺も遂には出藍の聲を擗つて自ら先に立
つて悪い事をする様になつて了つた。

此頃から俺の今迄は復讐の念のみに充たされて居た心はもう唯自由
の日の焦れにのみ充たされて居た。世界の凡ゆる人間は皆自分より幸
福である様に見えて、凡てが自分を苦しめるものゝ如くであつた。
た。監獄の裏山を太陽が昇る時には思はず切齒扼腕鎖を磨つて見えた。
窓から見える廣い眺めは却つて二重の地獄であつた。獄舎の通風路
から出入りする自由な風や、獄窓の鋼索へ来て止まる燕は何れも自分
の自由を見せびらかして、俺を苦しめるものゝ如くにさへ思はれなか
た。俺の苦しみは強が上にも増す許りで遂には世の凡ゆる人間及び

處へ行つたらうか。夫れは矢張り自分の生れた故郷だつた。併し故郷の人達は相手にしてくれない許り皆彼の顔を見れば急いで逃げて行つて了ふし、通り懸りの可愛い子供に一錢銅貨を與へて見ても子供は彼の顔を見ると夫れを彼の顔へ叩きつけて逃げて仕舞ふと云ふ有様で、全く全世界は完全に彼から背いて了つたのであつた。尤も子供が金を叩きつけたのは彼の顔に泥棒と云ふ印があつた。譯でも又彼が猛獸に見えた譯でもなくて、永らくの監獄生活で畢竟なんか長々と生えて居た爲めであつたのだつたが、當時既に呪咀の心持で高潮して居た彼の感情は到底そんな冷静に理由を考へる餘裕もなく唯もう「俺は人の愛から永久に見捨てられた」と思ひ込ましめたのであつた。

瀟洒な淫蕪婦になつて了つて居たので彼自らが飛躍して了つた。彼の母ももう死んで居り財産は債權者のものになつちまつて居た。一日に云へば愛も情も金も名譽も何一つ彼には残されて居なかつた。彼自身も云てる様に若し幾分たりとも虚榮心と自尊心とが残つて居たら未だ助つたかも知れなかつたのだったが、夫れさへもなくて彼は愈々本當の淫蕪となつた。否やならざるを得なかつた。

彼は後から白狀して居る——「何を決心したのだったか私にも判りませんが兎に角悪いことを仕ようと思ひました。法律は世界を守らうとするから私はそれを毀してやうと思つたのです。實際一いつ度最初は必要と輕率とからして罪を犯したのでしたけれども今ではどうせんが爲めに罪と云ふ方法を選ぶに至つたのでした。」

思はしく運ばなくなつて来る。彼も亦そぞろに自分の身を保返つて見ざるを得なくなつた。彼は何とかしてもう一度、自由の下に出たいと熱望するに至つたのは、矢張り彼も人の子だつたからだらう。丁度此頃七年戦争が起つて、動員がさかんに行はれたので、恰かも好しと彼は主地の君主に一書を奉つて今自分の過去を宥してくれるならば自分は骨を粉にして、いとも主君の爲めに戦線に立つて、敢て死するを辭せないから、どうか晴天白日の身として死なしてくれと請願した。

然れども此請願には何等の返事がなかつた。夫れで彼は更に上へ行つてプロシヤ國王へ直接お願ひして

自分の生活中に必要なもの以外を悉く路傍へ捨てゝ其日々を呪其物の爲めに消すに至つた。そして彼は遂に懲仇ローベルトを殺し山奥へ逃げ込んで山賊の群に投じ、終には其大將となつて了つた。其後は全く天下を震ひ戦せた犯行が相繼いた。世人は彼をゾンネンカイルトと呼んで實際泣く子も黙る子云ふ有様だつた。彼の首には懸賞金が懸られ、國內の旅行は全然脅されて了つた。併し此破竹の勢で昇つた旭日もやがては沈まねばならなかつた。

志願兵にして貰はうと決心した。彼は首尾よく仲間から脱出して巧みに国境へ通り抜けプロシヤへ入った。併し其最初の關所で旅券を調べられた時から段々怪しくなつて来て遂には其處の役人が逮捕しようとして格闘を演じたが

ソウイルトと呼んで、實際泣く子も黙るさう有様だった。彼の首には懸賞金が懸られ、國內の旅行は全然脅されてて、了つた。併し此破竹の勢で昇つた旭日もやがては沈まねばならなかつた。一年程の横暴慘虐の後、君主の壓迫と内部の分裂からして仕事も

彼は陪審員等を遠ざげて貰つておいて次の様に云つた。

「昨日の御處置に對して私は絶対に白狀をしまひ、決心して居りました。何故つて私は一切の權力を、嗚りますから。併し今日の此温かい待遇に逢つて私は眞實自分の信頼すべき人を知つた事を喜び直ちに一切を申し上げませう。私は貴方の様な方を今まで、何年となく探しして居たのでした。

お見受け申せば貴方の髪はもう大分白い。隨分今まで浮世の荒浪にもまれ、色々の苦しみをお受けになつたことでせう。だから今はこんなに人間らしいお方におなりになつたのです。

併しもう大分お年の様ですから、やがては天國で神の恵みを求めるべからず、その恵みを貴方は他の人間達にも受けさしてやりたいとお思ひにはなりませんか——これだけ申しても未だ私が誰だかお判りになりませんか——さア、兎に角私を捕へた事、私が自から進んで白狀した事を貴方の殿様へ報らせておやりなさい。而して君侯の未

來の爲めに今私に惠を與へてやつてくれど、どうか私に代つてお願ひして下さい。而して其貴方の報告書の上に貴方の貴い涙を注いでやつて下さい——私こそはまこと、あのゾンネル、ウイルでござります」此處でシルレルは筆を止めて居る。彼の生れつき彼の環境、——彼の情慾、彼の反抗心——一つとして彼の最後に達すべき當然の前提ではないか。形式論理學と云ふものがあつたなら此の前提と彼の結果とは正しく最も倫理的に正確な必然であつたと謂はれよう。

之から直ちに私の犯罪理論を述べ初めても宜いのだけれど前にも云ふ様に最も人間的な犯罪の議論としては更に他の事例を二三引くを好ましいとするから次にはクライストのコトルハースを見てみよう。茲にも亦私は「正しい」犯罪の一形式を見られるのである。(未完)

監 獄 學 要 領

文學士 佐 佐 木 英 夫

目 次

第一章 監獄學の意義

第一節 監獄學の語源

第二節 監獄學的研究事項

第二章 監獄學の沿革

第一節 監獄學的思想

第二節 ベックリード

(3) エリザベス

第三章 其の影響

第一節 英國監獄學の發展及其の開拓者

第五節 監獄學の指揮又は其の代表者

第七章 犯罪責任

第一節 犯罪の原理

第二節 犯罪責任の原則

第三節 犯罪の類型

第四節 犯罪法の缺點

第五章 犯罪の研究

第一節 刑罰

第二節 犯罪責任年齢

第六章 犯罪人類學

第七章 犯罪責任

監獄學要領

第二節 責任の倫理的基礎

第八章 犯罪の原因

第二節 遺傳と環境

第三節 酒精と犯罪的原因

第四節 刑罰執行猶豫制

第五節 少年裁判所

第六節 不定期刑

第七節 感化院組織

第八節 其他の監獄組織

第九章 監獄學の實際

第一節 刑罰執行猶豫制

第二節 少年裁判所

第三節 不定期刑

第四節 感化院組織

第五節 其他の監獄組織

第六節 不定期刑

第七節 感化院組織

第八節 其他の監獄組織

第九節 監獄學の實際

第一節 刑罰執行猶豫制

第二節 少年裁判所

第三節 不定期刑

第四節 感化院組織

第五節 其他の監獄組織

第六節 不定期刑

第七節 感化院組織

第八節 其他の監獄組織

第九節 監獄學の實際

第一章 監獄學の意義

第一節 監獄の語源

第二節 監獄の語源

第三節 監獄の語源

第四節 監獄の語源

第五節 監獄の語源

第六節 監獄の語源

第七節 監獄の語源

第八節 監獄の語源

第九節 監獄の語源

第十節 監獄の語源

第十一節 監獄の語源

第十二節 監獄の語源

第十三節 監獄の語源

第十四節 監獄の語源

第十五節 監獄の語源

第十六節 監獄の語源

第十七節 監獄の語源

第十八節 監獄の語源

第十九節 監獄の語源

第二十節 監獄の語源

第二十一節 監獄の語源

第二十二節 監獄の語源

第二十三節 監獄の語源

第二十四節 監獄の語源

第二十五節 監獄の語源

第二十六節 監獄の語源

第二十七節 監獄の語源

第二十八節 監獄の語源

第二十九節 監獄の語源

第三十節 監獄の語源

第三十一節 監獄の語源

第三十二節 監獄の語源

第三十三節 監獄の語源

第三十四節 監獄の語源

第一二章 監獄學の沿革

第一節 監獄學の思想

的條件、監獄法構成及び管理環境並に遺傳に關する
犯罪者の研究を包含する而して監獄學は亦收監或は
出獄罪人の取扱、訓練、矯正及び釋放囚人の社會に於
ける名譽恢復の方法に關係する。之を要するに監獄
學は、理學の一分科であつて犯罪の性質、原因及び防
遏並に犯罪者の取扱を研究する科學である。故に
犯罪者を研究する犯罪學(Criminology, what we know
about offenders)や其の取扱を研究する刑事學(Pe-
nology, what we do to them)とは自ら監獄學に屬す
るのである。(Hello, being, (1) & (2) 前提)

註 (1) Parwee, Criminology 1918 P. 3-6.

いわゆる。(1) The American Journal of Sociology November 19

21, P. 407. (John Toland 1853-1900) (2)

谷田博士著監獄學同文館發行法律大辭書

The New Encyclopedia of Social Reform 1910 PP.

341.—883

景山著監獄學の研究日本大學發行法律大辭書

— 1920 P. 361.—

景山著監獄學の研究日本大學發行法律大辭書

— 1920 P. 361.—

「ペニテンシヤリー」(Penitentiary)と云ひ、佛蘭西語では、「ブリゾン」(Prison)云ひ、獨逸語では「ケルケル」(Kerker)又は「ゲフュンクニス」(Gefängnis)云つて、何れも人畜を捕獲若くは繫留する言葉から轉化して來たやうに語源學からすれば「監獄學」といふ言葉は刑罰の科學を意味する。(二)けれども監獄學からは徐々に犯罪の防遏と豫防及び罪人の取扱に關する原理及び實際を表はす所の一層廣い意味を有することとなつた。

註 (1) 監獄學は英語で Penitentiary Science 云ひ、獨逸語では Gevangenismuskunde 云ひ、佛蘭西語では Sciences Penitentiaire 云ひ、法律大辭書上野學士稿、同文館發行哲學大辭書、犯罪學の稿、小河博士著監獄學、五頁。

(1) 大正十一年五月監獄局を改めて行刑局となした。其の字の通であると刑罰の科學と云ふ意味を一層明にしたやうである。

監獄學の範圍内には犯罪を好都合にする所の社會

の書物やキリスト (Jesus christ 4. B.C.-33. A.D.) の教の中にも教らしい監獄學中で根本的ななつた所の原理が記述されてゐる。即ちそれは社會の保護と結びついて、法律の根本的目的である。凡ての刑罰は訓練的且つ矯正的でなければならぬ。

註 (1) 第二節 監獄學の開拓者

さて新組織の先驅はユリアン皇帝 (Julian, 361—410) である。彼はアレクサンダー帝の時代に於ける大革命の影響を受けて、その政治的政策として、基督教の宗教政策を実行した。彼はキリスト教の迫害を止めたが、その代價として、キリスト教徒の地位を高め、キリスト教徒の権利を保護した。彼はキリスト教徒の地位を高め、キリスト教徒の権利を保護した。彼はキリスト教徒の地位を高め、キリスト教徒の権利を保護した。

— 80 —
1706—1721) とであつた。然し其の事業と影響とが最も明瞭に古い概念と新らしい概念との間の相違を最も直接に表はした所の最も有名な二人の使徒は一七三八年に生れたイタリアの貴族ベツカリア (Becaria 1738—1794) と一七二六年に生れた英國の大

地主ジョン・ハワード (John Howard 1727—1790) である。*The State of the Prisons in England and Wales, with Preliminary Observations, and on Account of Some Foreign Prisons* (1777 PP. 1—4) の初版は一七六四年に出版せられた。當時著者は僅に二十六歳の青年であつたが、其の著作は殆凡ての歐州語に翻譯せられたから其の影響が當時の文明國全體に及んだのは勿論である。宣哉フレデリック大王 (Frederick the great 1712—1786) は殆拷問を廢止した。而してスエーデンでも拷問は繼續されなかつた。だから羅歐巴に於ける死刑の一般的廢止の主なる名譽は只ベツカリアの負うべき所である。

(2) ジョン・ハワード ハワードは年齢に於ては

法學志林第七卷第九號、第八卷第五號所載古賀博士述々カリアの經歷及び學說
監獄協會雜誌第一卷第一號所載稿監獄學的研究
(1) "John Howard," the state of the Prison in England and Wales, with Preliminary Observations, and on Account of Some Foreign Prisons (1777 PP. 1—4)
The New Encyclopedia of Social Reform PP. 585
586

留同氏ハワード傳

監獄協會雜誌第一卷第一號所載稿監獄學的研究

向に於ける盡力を刺戟した。即ち先づ監獄に於ける肉體的及び道徳的狀態の改良の必要に關する公衆の情操を向上し、遂に出獄者にまで其の興味を増加した。然し彼等の書物は今彼等が監獄學の根本的原理だと承認した所のものを強固に把束した。彼等は亦英國及び米國の囚人救濟協會 (Prisoners' and Society) を有機組織に導いた所の有機的運動を刺戟した。

第四節 監獄學の科學的研究

(3) ハリザベス、フリー 最一人の有名な監獄改良家は一七八〇年英國倫敦の東北百十四哩なるノーフォーク縣 (Norfolk) の首府ノルwich (Norwich) の近傍に生れた普連士派の牧師エリザベス、フリー (Elizabeth Fry 1780—145) であつた。彼の女の監獄訪問は倫敦のニューゲート (Newgate) 監獄から始めて、大陸にも及んでゐる。

第三節 其の影響

ハワードとエリザベス、フリーの事業は二つの方

ベツカリアよりも十二年年長者であつたが、其の獨特な著述を九年後に始めた。彼は既に戦争の捕虜として苦んだ殘忍の體験を有してをり又彼等に對して其の聲を高潮した。一七七三年彼は英國ベッドフォード (Bedford) 州の執行長官 (High Sheriff) となつた。手數料何度の弊害とベッドフォード監獄 (Bedford jail) の悲惨な狀態とは彼をして英國の他の監獄を調査せしめた。彼は其の觀察を歐羅巴大陸に擴張した而して『英蘭及びウエールスに於ける監獄狀態及び或外國監獄の説話』 ("the state of the Prison in England and Wales, with Preliminary Observations, and on Account of Some Foreign Prisons") と題し其著作中に體現した。此の著作は大きな興味と同情とを惹き起した。而してハワードの其の後の努力によつて強められた監獄改良の事業にまで最初の刺戟を與へた。

監獄學の發展

(c) Beccaria, On essay on Crime and Punishments.

ベツカリアよりも十二年年長者であつたが、其の獨特な著述を九年後に始めた。彼は既に戦争の捕虜として苦んだ殘忍の體験を有してをり又彼等に對して其の聲を高潮した。一七七三年彼は英國ベッドフォード (Bedford) 州の執行長官 (High Sheriff) となつた。手數料何度の弊害とベッドフォード監獄 (Bedford jail) の悲惨な狀態とは彼をして英國の他の監獄を調査せしめた。彼は其の觀察を歐羅巴大陸に擴張した而して『英蘭及びウエールスに於ける監獄狀態及び或外國監獄の説話』 ("the state of the Prison in England and Wales, with Preliminary Observations, and on Account of Some Foreign Prisons") と題し其著作中に體現した。此の著作は大きな興味と同情とを惹き起した。而してハワードの其の後の努力によつて強められた監獄改良の事業にまで最初の刺戟を與へた。

監獄學の發展

(c) Beccaria, On essay on Crime and Punishments.

會 裁

報

總裁更迭

内閣が高橋内閣から加藤内閣に更迭した結果、本會總裁も大木前法相から國野新法相に更迭することとなつた。

特別練習所

時勢の進歩に伴ひ刑事事業の局に當るものゝ知識的向上を計る必要があることを云ふので、司法省においては全國より高級監獄官二十名を選抜召來して約二ヶ月の講習をなすことをなつた。去五月一日午前十時本會にて開會式を舉行し山岡局長立つて今回この特別練習所を希望された。其後左記講師により適當の科目につき講習を受け、來月五日頃終了式を挙行せらるゝ見込である。

桑田常次郎(京都) 杉本虎吉(大阪)
伊藤忠次郎(奈良) 山崎治平(膳所)
江澤經雅(徳島) 渡邊播太郎(名古屋)
佐竹成徳(廣島) 永鹽正敬(岡山)
森爲吉(熊本) 坂元一郎(鹿児島)
飯島藤作(函館) 津田茂貴(網走)

松井書記官出發

本會増築工事の落成

豫て竣工を急ぎつゝあつた本會の増築工事は其後過度の勢を以て進行し此程愈々その落成を見るに至つた。本會に面した二十六坪

の第二課室を始め其下の事務室、湯殿、小使室

其監獄建築二号半 司法省技師 漢野三郎
特殊心理 木代謙文學士 寺田精一
精神病院、松澤病院副院長 三宅鐵一
會計法 司法省會計課 高久庫次郎

拘禁制度 司法書記官 松井和義
作業經營 同 同
辻誠助

内務監察官監督課所 松井薦
檢察事務にて 檢事總長 鈴木喜三郎
大審院長 平沼謙一郎

司法保護 司法省參事官 宮城長五郎
正八科外講義

刑事手續 同 秋山高三郎

國民之警察

教育原理 大帝大教授文學博士 吉田熊次
社會衛生 安原哲蔵 内務技師 氏原佐輔
會計法 司法省會計課 高久庫次郎

免四保護 輔成會主事 北島貞吉

帝大教授文學博士 建部遜吉

内務監察官監督課所 松井薦

電氣學

精神疾患検査課、東京朝日新聞社、

東京高等工業學校教授 伊藤圭二

機械學、農業門門授課

同

東京高工、農業門授課

帝大衛生士 杉村伊兵衛

工場衛生、農商務技術、古瀬安俊

特殊教育 帝大助教授 久保真次

經濟講話

工場管理 日本大學講師 大塚付政長

刑事政策

商務技術、古瀬安俊

行刑局長法學博士 山岡萬之助

監獄衛生 司法省監獄衛生官 芥川信

前田政之輔(長野)、齋藤弘(新潟)

に至るまで新しいベンキの香高や氣持の好い

シッラへ出來上つた、狹隘であつた圖書室

も擴大され、外廊を廻る赤煉瓦の屏もコンク

リートで塗られて所謂監獄協会らしい感じの

して居た所は全く除かれ、本會の面目は一新

して今や内部への充實發展に向つて躍進して

居る。

に至るまで新しいベンキの香高や氣持の好い

シッラへ出來上つた、狹隘であつた圖書室

も擴大され、外廊を廻る赤煉瓦の屏もコンク

リートで塗られて所謂監獄協会らしい感じの

して居た所は全く除かれ、本會の面目は一新

して今や内部への充實發展に向つて躍進して

居る。

叙 與

任

依頼免官

給七級俸金百圓賞與

免依頼官

給六級俸

看守長 上山善一郎(安波津)

命南監獄勤務 月俸六十七圓給與

命新潟監獄勤務 給、月俸五十七圓

命安波津監獄勤務、給八級俸

監獄協会編纂

革製表紙革紐綴込式
ボイント版約壹千頁美本

改訂増補監獄法規類纂

◇ふ教を事萬くよ卷一◇

監獄法規類纂はこの十年以前に編纂されたきり其後補正の機會がなかつたのを今度改訂増補して直接必要な監獄及裁判所へ豫約にて實費頒布いたしましたで此際特に御希望の方へは同じく實費一部金四圓參十錢（送料共）でお頒ちいたします前金にて御申込下さい。